壮瞥町告示第４６号

令和８年壮瞥町議会第３回定例会を、次のとおり招集する。

令和８年８月２８日

壮瞥町長　　田　鍋　敏　也

記

１　期　　日　　令和８年９月１０日

２　場　　所　　壮瞥町役場　大会議室

３　付議事件（予定）

（１）教育委員会委員の任命について

（２）壮瞥町表彰条例に基づく表彰について

（３）議決事項の一部変更について

（４）令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）について

（５）令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

（６）令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

（７）出資法人の経営状況について

（８）令和７年度壮瞥町一般会計継続費精算報告書の報告について

○応招議員（９名）

１番　山　本　　勲　君	２番　加　藤　正　志　君
３番　長　内　伸　一　君	４番　毛　利　　爾　君
５番　佐　藤　　忞　君	６番　湯　浅　祥　治　君
７番　菊　地　敏　法　君	８番　真　鍋　盛　男　君
９番　森　　太　郎　君	

○不応招議員（０名）

令和８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

〇議事日程（第１号）

令和８年９月１０日（木曜日）　午前１０時００分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　一般質問
日程第　６　議案第４４号ないし議案第４９号及び報告第５号ないし報告第６号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

１番	山本　勲　君	２番	加藤正志　君
３番	長内伸一　君	４番	毛利　爾　君
５番	佐藤　忞　君	６番	湯浅祥治　君
７番	菊地敏法　君	８番	真鍋盛男　君
９番	森　太郎　君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也　君
副町長	厂原　收　君
教育長	柴田暦章　君
会計管理者兼	
	谷田部　剛　君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹　君
企画財政課長	澤井智明　君
企画財政課参事	蛯名雄一　君
住民福祉課長	上名正樹　君
住民福祉課参事	大内宏二　君
産業振興課長	篠原賢司　君
商工観光課長	武岡　忍　君
建設課長	山崎清輝　君
生涯学習課長	河野　圭　君
選管書記長(兼)	土門秀樹　君
農委事務局長	齋藤誠士　君
監委事務局長(兼)	小林一也　君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也　君

◎開会の宣告

○議長（森　太郎君）　これより令和８年壮瞥町議会第３回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森　太郎君）　直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森　太郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森　太郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

５番　佐藤　忞君　　６番　湯浅祥治君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森　太郎君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月 17 日までの８日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から９月 17 日までの８日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森　太郎君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案６件、報告２件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森　太郎君）　日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君）　令和８年第２回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第２回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告を申し上げます。７月２日と３日に北海道開発局、北海道などに対し、また７月 22 日と 23 日には国土交通省北海道局、道路局、財務省等のほか、道内選出国会議員に対し、室蘭地方総合開発期成会として令和９年度の国費等の確保に向け、要望を行いました。本町としましては、国道 453 号の整備促進、道道洞爺湖登別線サンパレス工区や道道滝之町伊達線、道道洞爺公園洞爺線等の整備促進等について要望を行いました。

７月 28 日、洞爺湖町で開催された自由民主党北海道第９選挙区支部が主催する移動政調会に出席し、本町から、道路整備等に加え、地滑り対策の推進、地方財政措置の拡充、鳥獣害被害等対策について要望を行いました。なお、当日は森議長のご同行をいただいております。

７月 29 日、30 日、東京都で開催された令和９年度北海道開発予算に関する中央要請に出席し、高規格道路等道路整備の促進や道路予算の確保等について財務省や道内選出国会議員に対し、要望を行いました。

８月３日、壮瞥町単独で道道洞爺湖登別線サンパレス工区の早期完成、道道滝之町伊達線、道道洞爺公園洞爺線の整備促進に加え、地滑り対策等について北海道建設部、関俊一部長をはじめ、幹部に対し、要望を行いました。なお、当日は戸田北海道議会議員のご同行をいただいております。

行政報告を行います。初めに、長流川（壮瞥町）水害タイムラインについてご報告を申し上げます。タイムラインは、災害発生の想定に基づき、いつ、誰が何をするかを時系列でまとめた事前防災行動計画でありますが、昨年 11 月の発足式、本年２月の検討会に引き続き、８月 19 日、20 日の２日間、第２回検討会を実施いたしました。１日目は関係自治会長を交えた蟠渓地区のコミュニティータイムラインの検討会、２日目は有識者、関係機関、町職員により災害の各段階における骨子の検討、確認を行いました。今後はこれからの出水期において暫定試行運用を行い、検証、検討を経て年度内の完成を目指し、進めてまいります。

次に、火山防災の日啓発事業についてご報告申し上げます。８月 26 日の火山防災の日を前に、８月 19 日、フォーラムを開催したもので、公益社団法人全国防災協会理事、中込淳氏から平成 26 年御嶽山噴火における政府の対応を、東京通信大学特任教授、松尾一郎氏からタイムラインで有珠山火山噴火に立ち向かうと題してそれぞれご講演いただきました。フォーラムは、町内外から住民の皆様をはじめ、近隣首長、関係機関など約 100 人の参加を得て開催されましたが、町ではこれからも火山を知る取組や災害対応に関する普及啓発活動に取り組む所存であります。

次に、りんごまつりについてご報告申し上げます。町の知名度向上や新たな来訪者の獲得を図るため、今年もアニメ、ゲームキャラクターを壮瞥町りんご大使に迎え、果樹園などを巡るスタンプラリー形式によるそうべつりんごめぐりを 10 月２日から 11 月８日まで開催いたします。また、昨年初開催のそうべつ物産市は、10 月 11 日に道の駅に隣接する広場で開催いたします。例年りんごまつり期間中は、道外を含め、遠方からも数多くの方が来訪されておりますが、今年は節目となる 50 回目を迎えることもあり、実行委員会の構成団体がより一層連携を図りながら祭りの充実に取り組まれており、より多くの方の来訪が期待されています。りんごまつりが発展を遂げながら持続的に開催できるよう引き続き支援してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第 28 回中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業についてご報告申し上げます。２年に１度実施している本事業には中学生 27 人、引率者６人の計 33 人が参加し、８月４日から 11 日までの８日間、うちケミヤルヴィ市で３泊４日のホームステイなどを体験しました。期間中体調を崩す生徒もおりましたが、全員が無事に帰町し、安堵しているところであります。先月 18 日には参加した生徒の代表から、ホストファミリーの温かい歓迎や現地の学校生活など有意義な体験に加え、親善大使としてしっかりと交流を深めてきた様子など実りある研修であったと報告を受けたところであります。また、訪問中にケミヤルヴィ市側から来年 10 月に学生を派遣したい旨の話があり、より一層交流が深まるよう受入れプログラムを検討してまいる考えであります。

加えて、今回は真鍋副議長にご同行いただいた町民派遣団８人も同市を訪問しましたが、市議会議長や企業協会代表等との会談では今後の新たな経済交流として双方の地域性を反映した新ブランドを創設し、共通ロゴによる商品の相互販売を展開していく方針をまとめ、検討を進める旨の報告を受けたところであります。発展的な一歩へとつなげていただいた派遣団の皆様に敬意を表するとともに、町としましても今回の派遣で築いた絆を大切に育ててまいりたいと考えております。

以上、令和８年第２回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森　太郎君）　これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森　太郎君）　日程第５、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　まず、質問の柱として町政執行方針と教育行政執行方針の取組の現状と成果について伺いたいと思います。

壮瞥町は、明治 12 年、1879 年に千葉力之助の滝之下への移住から始まり、今年で147 年の歴史を刻み、幾多の苦難を乗り越え、年々人口が減少してく中で各行政が推進されています。田鍋町政も８か月後に２期目の任期が来ますし、教育行政についても昨年 10 月に柴田教育長が就任し、１年になろうとしています。そこで、町長、教育長にそれぞれ伺います。

最初に、町長ですけれども、町長は、まちづくり総合計画の将来像である笑顔あふれる元気なまちそうべつは自己評価するとどの程度この将来像が達成できたと考えているか伺います。

２点目、町長は７年度と８年度の町政執行方針の中で町営牧場については再編後の利活用の方法を模索、協議し、方向づけができるように検討を継続しますとありますが、７年度の協議内容と８年度の現在までの取組状況について伺います。

３点目、７年度の町政執行方針で新たに総務省の施策である地域プロジェクトマネジャーを活用し、移住、定住や空き家対策等を推進とありましたが、具体的な取組内容とその結果どのように評価しているか伺います。

４点目、８年度の町政執行方針の４、未来につなぐ明るい町の中でまちづくり懇談会の開催と自治会活動への支援を継続するとありますが、７年度の懇談会開催で改善点はなかったか、８年度の懇談会はいつ、どこで開催するか伺います。

次に、教育長に伺います。教育長は、就任に際し、令和７年広報そうべつ 11 月号の就任挨拶で、学校教育だけでなく社会教育、家庭教育を含めた生涯学習の推進に向け、まずは足元をしっかり見詰め、壮瞥における喫緊の教育課題の解決に向けて全力で取り組むとともに、これまでの経験を生かし、学校、保護者、そして地域の関係の皆様との連携を図りながら、子供たちはもとより全ての町民の皆さんが笑顔と活力にあふれ、心豊かな生活を送ることができるよう本町教育の充実、発展に誠心誠意取り組んでいきたいとありますが、教育長が喫緊の教育課題と考える事項について令和８年度の教育執行方針にどのように反映させたか伺います。

２点目、学校部活動の地域展開について、７年度では持続可能な部活動の実現を本町のスポーツ、文化や経済活動の永続的な振興と少子化対策の一環として捉え、関係団体と連携して部活動の地域展開を推進して地域の活性化を目指すとあり、部活動地域移行検討協議会を中心として検討を進め、体制の整備に向けて取り組むと述べており、また８年度では令和８年度から本格的に休日の部活動を地域展開することや地域おこし協力隊の活用、胆振西部３町の教育機関、自治体、スポーツ団体とも連携、協力して体制の整備に向けて取り組むとありますが、７年度の検討内容とその検討内容による８年度からの取組について具体的に説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（森　太郎君）　答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君）　５番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

私は、町長就任以来、町民の皆様の幸せと壮瞥町の持続的な発展を基本に、健全な財政運営を最優先とし、令和元年度に策定したまちづくり総合計画に基づき、計画的に施策を推進してきたところであります。職員の皆さんの努力により懸案であった財政収支は改善し、状況を踏まえ、まちづくりに取り組んできたところであります。

１点目のまちづくり総合計画の将来像の達成状況についてですが、まちづくり総合計画は４つの施策の柱を掲げており、柱ごとの主な取組についてご説明をいたします。１つ目の柱、元気な産業の町では、農業の担い手の確保、育成の強化や情報通信環境の整備に加え、国営農地再編に向けた検討などを行うとともに、道の駅の機能強化や立地企業の支援などを推進しているところであります。２つ目の柱、笑顔あふれる暮らしの町では、子育て支援や福祉灯油の拡充など支援の充実を図るとともに、中学生フィンランド国派遣の継続や中学校の新校舎整備により保小中の連携強化を図ったところであります。３つ目の柱、希望に満ちた安全な町では、火山との共生を目指し、普及啓発や防災訓練の実施、タイムラインの検討などを行うとともに、公営住宅や町道整備に加え、昭和新山地区の再生も推進しているところであります。４つ目の柱、未来へつなぐ明るい町では、地域おこし協力隊の活用や持家住宅取得奨励の拡充など移住、定住を促進するとももに、有利な財源の確保、活用に努め、基金減のない財政運営を継続しているところであります。このように、総合計画に基づき各種事業の効果的、計画的な実施に努めているところであり、計画に掲げる将来像、笑顔あふれる元気なまちそうべつに向けて着実に推進されているものと考えております。

２点目の町営牧場についてですが、令和７年度には農業法人に対して営農利用について提案、協議させていただきましたが、現時点で実現には至っておりません。また、立香牧場は農業振興地域の農用地区域に設定されておりますので、これまで営農利用を優先して検討を進めてまいりました。令和８年度は、営農利用にこだわらず、他の利用による活用も視野に入れ、改めて農業振興地域の農用地区域からの除外や農地転用の可能性を探るため、調査研究を進めているところであります。

３点目の地域プロジェクトマネジャーを活用した移住、定住や空き家対策の取組ですが、地域プロジェクトマネジャーは諸事情により採用には至りませんでしたが、移住、定住の取組として総務省の施策を活用して移住コーディネーターを配置し、さらに地域おこし協力隊も採用して北海道や他の自治体と連携した移住イベントの企画や移住相談会への積極的な参加等を通じて壮瞥町への移住をＰＲしているところであります。また、空き家対策については、ＮＰＯ法人住まいの相談西いぶりが主催するセミナーへの参加や近隣市町からの情報収集を進めつつ、広報などを通じて空き家バンクの登録物件の増加に向け、取り組んでいるところであります。

４点目のまちづくり懇談会についてですが、まちづくり懇談会は町の広報広聴活動の一環として毎年町政の状況と主要施策や地域の課題などをテーマに開催しております。令和７年度は５会場で開催し、延べ 54 人の方にご参加いただき、開催を通じ

て皆様から 50 件以上のご意見を伺うことができました。令和８年度については、広報９月号でお知らせしたとおり、令和７年度より１会場少ない４会場でいずれも 18 時 30 分から開催する予定であり、９月 24 日、農村環境改善センター、25 日、地域交流センター山美湖、30 日、壮瞥町研修センター、10 月５日、仲洞爺公民館となっております。まちづくり懇談会は、町民の皆様の声を聞き、施策に反映させる大変貴重な機会であり、より充実した意見交換ができるよう努めるとともに、今後も日頃の広報広聴活動の充実に加え、議員の皆様や町民の皆様、各種団体との日常対話を大切にしてまちづくりを推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、私からのご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森　太郎君）　答弁、教育長。

○教育長（柴田暦章君）　引き続き、教育行政執行方針についてのご質問にご答弁申し上げます。

私は、昨年 10 月の教育長就任に当たり、本町の教育行政の現状を真摯に見詰め、直面する課題に対して足元をしっかりと見詰め、全力で取り組む決意を表明いたしました。就任以来、前教育長からの引継ぎ事項や教育委員会内部での議論を重ねる中で本町が速やかに解決すべき喫緊の教育課題として以下の３つの重点事項を整理いたしました。これらは、全て令和８年度の教育行政執行方針及び予算案に具体的な施策として反映させております。

１つ目は、そうべつ型小中一貫教育のさらなる充実と軌道乗せです。昨年８月の新校舎完成に伴い本格始動した小中一貫教育を真に実効性のあるものとするため、令和８年度から令和 12 年度を期間とする壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針（第２次）を策定いたしました。今年度は、小中学校の英語、音楽、体育等における兼務発令教員を増員し、９年間の連携カリキュラムを確立させて体験格差や中１ギャップの解消に努めております。

２つ目は、教職員の深刻な長時間勤務の是正です。本町における教職員の時間外在校時間は月平均 33.1 時間ですが、特に高校において長時間勤務やいわゆる過労死ラインである月 80 時間を超える深刻な実態が明らかになっております。安全配慮義務の観点から、これを放置せず、本年３月に壮瞥町業務管理・健康確保措置実施計画（働き方改革アクションプラン）を策定いたしました。執行方針においては、校務支援システムの活用や機械警備の継続に加え、客観的データに基づくアセスメントツールの新規導入を盛り込みました。これにより、児童生徒へのきめ細やかな見取りと先生方の業務負担軽減、ウェルビーイングの両立を図ってまいります。

３つ目は、志願者減少に対する壮瞥高校の魅力化と生徒募集です。中卒者数の急速な減少に対応するため、これまでの町外通学補助等に加え、令和８年度からは町内、壮瞥中学校からの進学者に対し、入学祝い金制度の創設検討を行い、今年度から入学祝い金制度の実施を始めています。

２点目の学校部活動の地域展開についてですが、部活動の地域展開は、急速な少子化が進む本町において子供たちの将来にわたる豊かな活動機会を確保するための極めて重要な転換期でございます。令和７年度における検討内容におきましては、令和６年 10 月に立ち上げた壮瞥町部活動地域移行検討協議会を中心として、受皿となるスポーツ、文化団体との調整や指導者確保、安全管理体制についての協議を重ねてまいりました。具体的には、本町において受皿の中心となるＮＰＯ法人そうべつ地遊スポーツクラブとの連携において北海道教育委員会が示す地域クラブ認定制度の認定条件をクリアし、参加する生徒の安全をいかに担保するか、また指導者の謝礼や保険等の財政的、実務的スキームについて精査とシミュレーションを行いました。これらの検討結果を踏まえ、本年令和８年２月より卓球部と吹奏楽部の２つのクラブについて休日のみ地域移行、地域クラブ活動への移行を先行して開始いたしました。令和８年度における具体的な展開といたしまして、以下の３点に重点を置いて取り組んでおります。

１点目は、休日の指導を学校の教員による兼職のみに頼る現状から脱却し、地域指導者を幅広く確保するため、令和８年度に地域おこし協力隊の募集を行っております。２点目は、生徒が安心して活動できるよう、ＮＰＯ法人そうべつ地遊スポーツクラブが教育委員会として定める地域クラブ認定制度を早期に取得できるよう、サポートを進めております。３点目は、本町で行う卓球や吹奏楽以外の種目を希望する子供たちに対しましてもその活動機会をひとしく確保できるよう、野球については豊浦町、バレーボールについては洞爺湖町の少年団等の地域クラブと広域的な相互受入れ態勢を整えております。これにより、子供たちが本町にない種目であっても自らが望む活動を諦めずに続けられる持続可能な体制を構築しております。

教育委員会といたしましては、子供たちの可能性を広げる翼と地域に根差す根を育む教育環境を整えるため、佐藤議員をはじめ議員の皆様、町民の皆様の温かいご理解とご協力をいただきながら本町教育の充実、発展に邁進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　通告していました質問事項についてただいま一通り答弁をいただきました。それぞれの答弁内容について理解を深めるため、以下再質問をさせていただきます。

まず、町長に対してですけれども、１点目として元気な産業の町という中で農業振興について触れられておりましたけれども、町は壮瞥町の農業の現状をどのように捉え、そしてその農業にどのような課題があると把握しているか、まず現状把握について伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。

本町の農業の現状と課題ということでございますが、まず農業者の高齢化であったり後継者不足などによりまして農家戸数は減少している状況が続いております。そういった中で、担い手不足であったり農地の遊休化が懸念されているというところでございます。また、地域内には区画が小さい圃場が数多く存在しておりまして、非効率な営農をされている状況にあると、また農家の営農に当たっては圃場が分散しているとか、そういった課題も挙げられておりまして、営農作業に多大な労力を要しているものと考えております。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　現状把握については分かりましたけれども、私は今一番課題となるのは今答弁にありましたことの中でも続けて農業をやっていく後継者不足でないかな、農業の担い手の確保だとか育成というのが私は大切なものであると考えております。そこで、農業の担い手の確保、育成にどのように取組をしているか、その現状と、課題がもしあれば伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。

担い手の確保、育成の部分の取組についてでございますが、本町では平成 20 年度に町独自の就農支援制度を創設しておりまして、こちらについては新規就農者、それから就農後継者に対しても支援をしております。また、平成 30 年度から農業研修シェアハウスにおいて新規就農者等の受入れを開始しまして、こちらこれまで多くの方にご利用いただいて、新規就農者であったり雇用就農者の確保につなげております。また、新規就農者に対しましては、町含め関係機関、それから指導農業士、農業士が連携して就農定着に向けて面談を行ったり、新規就農者の圃場に直接出向き、意見交換や指導、助言を行っているところでございます。

課題としましては、今後地域農業の担い手が大幅に減少することが見込まれておりますが、地域農業の持続的発展を図るためには地域の農地を維持していく必要があると考えておりまして、そのためにも既存の農家の皆さんが規模拡大できる環境の整備を図っていくとか、新規就農者や就農後継者を確保していく、また企業など新規参入の受入れを進めていく、こういったことの取組により担い手の確保をしていく必要があるのかなと考えております。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　担い手の育成だとか確保については、今町の取組は理解というか、現状は承知しました。そこで、先ほど農家戸数の減少だとか後継者不足ということがありましたけれども、現在捉えている農家戸数と将来的にその農家がどの程度後継者がいるのか、これをお聞きしてこの項の質問を終わりたいと思いますけれども。

○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。

農家戸数につきましては、2025 年の農林業センサスの数値になりますが、108 戸となっております。後継者の部分につきましては、６年度に調査を実施しておりまして、そのアンケートにつきましては 81 件の回答があり、その中で後継者があるとされた方は 15 件となっております。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　今の農家戸数に対して後継者が 15 名というと本当に先細りするというような感じがしてなりません。そこで、私は後継者、または後継者がいないところの農業をどうするかということをやはり町の課題として真剣に取り組んでいただきたいなという希望を添えます。

次に、中学校の新校舎整備によって保小中の連携強化を図りましたよということを述べられておりますけれども、具体的にこの保育所、小学校、中学校の連携強化というのはどのような内容であったか伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。

中学校の新校舎整備により保小中の連携強化の具体的な例ということでございますが、小学校と保育所との連携につきましては小学校の保育所交流を年間５回程度実施しております。内容は、小学１、２年生との交流では木の実でおもちゃを作ったりという、そのような交流を行っております。小学５年生との交流は、給食交流で一緒に給食を食べる体験をするなど交流を図っております。その他は、運動会や学習発表会、授業参観など、保育所園児を招待して保育所との連携をすることで小学校への円滑な入学に向けて取り組んでおります。

小中の連携では、小中一貫教育による９年間の系統性と連続性のある取組を進めています。具体的には、合同で避難訓練を実施したり、中学校の英語の授業をチームティーチング、中学校と小学校の教員で教えたり、壮瞥型ふるさと教育で小学校１年生から中学校３年生まで系統的な学びにより、中学３年生では取組の成果として子ども議会で町に対する施策の提案やアイデアを発表しております。今後も令和８年度から 12 年度までの取組を定めた壮瞥町小中一貫教育基本方針（第２次）を基本に取組を進め、保育所から高校までが一体となって連携する体制を整え、町全体で子供たちの成長を支えていきたいと考えております。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　この連携強化については、具体的に今お話がありましたので、継続的にやはりきちっとした形で実践化していただきたいなという希望を添えたいと思います。

そこで、先ほどの行政報告の中にもありましたけれども、希望に満ちた安全な町の中で、災害発生を想定して行政、住民が取るべき行動についてタイムラインの作成に取り組まれたということがありました。タイムラインのことについて町民の皆さん、

また議員もあまりその内容について承知していないのでないかな、現在の取組状況をです。そこで、この機会にできるだけ、行政用語といいますか、専門用語といいますか、そのような羅列の説明でなく易しい表現で今行政が取り組んでいるタイムラインの目的や内容について説明を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
○議長（森　太郎君）　答弁、総務課長。
○総務課長（土門秀樹君）　ご答弁申し上げます。
　まず、タイムラインについてですが、タイムラインとはまず何かということからお答え申し上げます。タイムラインにつきましては、災害時に的確な判断や命を守る行動ができるよう、事前に関係機関の皆さんや自治体の皆さん、あと住民の方々の行動を書き出して、いつ、誰が何をするか、時系列で整理をして行動していくことでございます。つまり住民の方々、あと関係機関、役場の職員全員が取るべき行動を事前に定めておく事前防災行動計画ということでございます。
　そして、これについて先ほどご質問もありました今行政が取り組んでいるタイムラインの目的や内容について、要は今実際やっているタイムラインの内容についてご質問ということでございますが、まず今回町内の主要河川であります長流川を対象に、この流域、流域というと降った雨や雪解け水が同じ川へ流れ込む範囲のことでございますが、に今まで経験のない雨が降った際に町内で起きる被害での浸水を予想して、その前に役場、住民の皆様とか、あと関係機関が取るべき行動を数日前から数時間前の雨の降り方や気象情報や河川水位、この河川水位につきましては水面の高さということですが、に基づきまして具体的に取るべき行動を定めまして町民の方々をお守りするということであります。ただいま申し上げた気象情報の取るべき行動を基に、大雨が見込まれる場合タイムラインのステージということで、要はステージの１から５というふうに進んでいくのですが、そのような形で進んでいきまして、特に今回のタイムラインにつきましては過去の被害状況から蟠渓地区を中心に検討を行いまして、加えて同じ流域でございます久保内地域においても検討を行っているところでございます。先ほど行政報告でもありましたとおり、タイムラインにつきましては今年度末までに完成を予定しておりますが、こちらにつきましても広報等を利用して皆様にお知らせをしたいと考えております。
　以上でございます。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤恣君。
○５番（佐藤　恣君）　易しく説明ありがとうございました。このタイムラインについて住民向け説明会が８月の 19 日、蟠渓のふれあいセンターでありました。そこで、私は広報そうべつの８号、３ページにその開催、住民向け説明会があるというので、参加させていただきました。住民向けといっても、出席したのは蟠渓の自治会長、久保内から２名、滝之町から１名、そして女性の方、マスクをしていたので、どなたか承知しませんが、５名でした。こういう住民向け説明会などをやるのであれば、もっ

と参加できる体制を私はきちっと整えていただきたいなという感想を持ちました。そこで、今いろいろな説明、易しく説明いただきましたので、この項はこれで終わりたいと思いますけれども、未来への明るい町づくり、その中での答弁について質問を続けたいと思います。

地域おこし協力隊の活用で持家住宅取得奨励の拡充だとか移住、定住の促進に取り組まれているのですけれども、その成果です。どのような成果があったのか、また現在まで多くの地域おこし協力隊員を採用し、勤務されたが、その取組成果をどのように採用した町はしているのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　４つ目の柱の部分について私のほうからご答弁申し上げます。

まず、持ち家住宅取得奨励金の方法ですが、そちらを通じた定住促進についてですが、令和４年度から上限額ですとか補助率を引き上げるなど拡充を行っているところでございます。令和５年度に９件、令和６年度８件、令和７年度５件、今年度は８件交付決定をさせていただいているということで、積極的に制度を活用していただいて定住促進につながっているというふうに評価しているところでございます。

続いて、地域おこし協力隊を活用しました移住、定住の促進についてでございますけれども、これまでマンパワー不足等々もございましてなかなか移住相談のほうが受けれていなかったというところもありまして、移住担当の地域おこし協力隊を採用したところでございます。積極的に道外で開催される移住フェア等に参加していただきまして、令和７年度になりますけれども、67 件の相談を受け付けまして、その相談後に３名の方が移住しているということでなってございます。また、移住担当者、その移住担当の協力隊が窓口になりまして移住体験ハウスの利用者等にもいろいろ町の情報を提供したりですとかというアプローチを行っておりますので、その結果移住者が３名というような結果につながっているというふうに評価してございます。

続いて、地域おこし協力隊の状況でございますけれども、現在の活動人数は５名となっております。業務については、情報発信ですとか鳥獣対策、移住、観光分野となっておりまして、町のいろんな課題の解決のために職員とは別な視点でまちづくりに取り組んでいただいているところでございます。

取組と評価、成果についてでございますけれども、移住担当については、先ほど申し上げたとおり 67 件の相談受付と３件の移住につながっているというところです。それと、移住担当者が今年度開設しました移住専用のインスタグラムというＳＮＳなのですけれども、そちらを開設していただきまして、86 名の方がそのインスタグラムにフォロワーとして登録していただいているというところです。続いて、情報発信のほうになりますけれども、積極的に情報発信を図っておりまして、こちらもＳＮＳのほうになりますけれども、フェイスブックの登録者が５万 3,000 人、それとこれもイ

ンスタグラムのほうになりますけれども、3,032 人が登録していただいているということになってございます。そのほか、観光の担当の隊員につきましてはガイド養成の講座に参画したりですとか、鳥獣対策の隊員につきましては猟友会のほうのサポートをしたりですとか捕獲の増加に向けて取り組んでいただいているところですし、昨年まで採用しておりました農商工連携の隊員につきましてはトマトジュースですとかリンゴジュースを特産品として提供するなどを行っているところであります。これらの取組を行いまして地域協力活動を積極的に展開していただいているというふうに評価しているところでございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　地域協力隊員の活動について、私たちはあまり承知していない、町民の皆さんが承知していないと思います。そういう面で、このようにいろんな活動をしているのであればもう少し町のほうでその成果などを広報を通じて町民の皆さんに知らせてほしいなと、町民の皆さんはどなたが協力隊員かということを承知していないと思うのです。そういう面で、そういう成果をきちっと広報等でＰＲといいますか、報告をしていただきたいなという要望を添えてこの項は終わりたいと思います。

　そこで、町営牧場について伺います。この町営牧場の在り方については相当前から話題になって、計画の中で毎年のように取り組みます、取り組みますということできているのですけれども、なかなか結論が見えない。その結論が見えないのは先ほどの答弁の中のことがいろいろと解決していないからだと思いますけれども、この町営牧場の在り方を検討しましょうということが最初どのような観点から取り組まれたのか、そして現在につながっているのか、最初の町営牧場の在り方を改革しようと取り組んだ原点、これはどのようなことからだったか、それを皆さんに知っていただくことが必要でないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。

　町営牧場の取組の関係でございますが、こちらにつきましては平成 30 年度から令和４年度までの５か年を計画期間としております第５次行政改革実施計画の中で町営牧場の見直しという取組事項が位置づけられております。その後町営牧場の統合による経費削減効果を試算しましたところ、あまり経費削減の効果が見込まれないというところが判明いたしました。そういった状況ではあったのですが、町営牧場の効率的な管理運営にもつながりますし、また立香牧場を利活用することによって地域産業の振興などにつながることも期待できるというところで継続してこれまで検討を進めてきているところでございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　30 年から令和４年までの中でこういうことを取り組まれると

いう計画ができて、その中の大きな要素は経費削減でなかったかなと思うのです。そこで、現在の牧場の利用状況と牧場経営に係る費用はどのようになっているのか伺いたいなと思いますけれども。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
　牧場の利用状況についてでございますが、令和８年度、今開牧中ということで途中経過ではありますが、これまでに立香牧場には馬８頭、上久保内牧場には肉牛 31 頭が入牧しました。また、令和７年度実績としましては、立香牧場が馬６頭、上久保内牧場が肉牛 37 頭の利用がございました。牧場管理運営に係る経費というところでございますが、令和７年度実績としまして町営牧場維持管理事業全体としましては約 440 万円ほどかかっておりまして、そのうち町営牧場の維持管理運営委託料につきましては約 366 万円という実績となっております。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　私も６年度の決算と７年度の決算を見ました。そうすると、入牧頭数は決算書には出てきておりませんけれども、馬だとか牛を預かって放牧している。その使用料、それを見ますと６年度では 73 万 1,395 円、７年度では 71 万 8,230 円です。そのように減っている。また、馬です。これは立香牧場に馬しか入っていないのでないかと思いますけれども、あの広い牧場に８頭だとか６頭だとか、これも町内の畜産業者が預けて、それを飼育しているのであれば私は理解できるのですけれども、この馬については多分町外の方から委託されているのでないかと思うのです。そのような形で、また牛の頭数は若干増えたようですけれども、牛は町内の皆さんだけなのか、これを最後にここで聞きたいと思いますけれども、やはりもう少し考える必要があるのでないか。このことについてどのようにお考えになりますか。
○議長（森　太郎君）　これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。
休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１０分
○議長（森　太郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
　まず、上久保内牧場の肉牛の部分でございますが、こちらにつきましては町内４戸、町外２戸の方が利用されております。それから、立香牧場のほうでございますが、こちらについては町外の馬ということで町外の農家の方１戸ということになっております。馬６頭であったり８頭であったりと少ないという状況ございますが、こちらにつきましては業務を受託していただいている農協さんであるとか、雇用されている管理人さん、こちらの方々にはご負担をかけているのかなと感じております。ただ、一

方で馬を入れることによって立香牧場も何とか維持できているのかなというところもございますので、引き続きこちらの牧場の再編の部分につきましては検討してまいりたいと考えております。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　今のお話聞きますと町外の方の利用のために町営牧場があるような感じがしてなりません。町内の畜産業者が預け入れないのには何か理由があるのかなという気もしますけれども、それは別として、やはり早急に解決してよりよい方向を見いだしていただきたいという要望を添えて、この項は終わりたいと思います。
　そこで、次にまちづくり懇談会について伺います。７年度で開催しての課題はなかったのか。そして、その課題を考慮して８年度の開催を考えたと思うのですけれども、７年度開催しての何か課題はありませんでしたか。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課長。
○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。
　７年度の開催に振り返りましての課題についてでございますけれども、先ほど町長からの答弁からもございましたけれども、令和７年度のまちづくり懇談会では 54 名の方が参加されたということでございまして、その皆様からの意見というのが 50 件以上の率直な意見をいただいて課題等々もお聞きしたというところでございますけれども、その一方で各会場の人数というのが会場によっては参加人数が偏りがあったというようなこともございます。その中でも、中心市街地であります滝之町地区というのが２会場設けておりましたけれども、議員の皆様を除く一般の町民の参加人数というところがそうべつ情報館では３名、地域交流センターでは２名の参加にとどまるということでございましたので、参加人数におけるところではちょっと課題が残ったかなというふうには思っております。というところでございます。
　その課題を踏まえまして、８年度につきましては滝之町地区の２会場を地域交流センターの山美湖に集約して開催するということにいたしました。これにつきましては、単に町民の方々がこのような場に参加していただける機会というものを我々が放棄するというものではございませんで、限られた参加人数の中でもより充実した意見、そのようなものの意見交換等々ができるというために改善したというふうに我々は考えております。参加人数が少なかったという結果につきましては現実として我々も受け止めてはおりますけれども、開催会場の数ですとか参加人数の多寡というよりも、いただいた意見をどのようにいかに町政に反映させるかというところを重視しているという考え方に基づくものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。
　以上です。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　今の答弁の中で現状は報告されましたけれども、私はもう少

し考えるべきでないかなというのは、滝之町地区、世帯数何戸あるか私は数えたことありませんけれども、何百戸という世帯があるはずです。けれども、７名だとか８名、そしてその中には、どの会場にも出席している議員だとか町民の皆さんを差し引くと２名ですよ、先ほど答弁にありましたけれども。そのような中でいろいろな意見出る、それはよろしいことです。いいことなのですけれども、もっと考えることが必要でないか。

また、先ほどその懇談会の中で 50 点以上のいろんな意見をいただいたので、それを参考にしてという言葉ありましたけれども、担当者の皆さんが苦労して、壮瞥町のホームページに令和７年度開催の各会場での出された質疑内容が事細かに掲載されております。これは、やはり町民の皆さんに読んでほしいな、知ってほしいなという考えからこのようなことをしていると思うのですけれども、どうでしょう。どの程度そのホームページを見て読んでいる方がいるのかなということをいつも疑問に思っているのです。そして、町の広報あたりに町のホームページに出ていますよということは一言も書いてありません。そのようなことから、私はもっと考えることがあるのでないか。

そして、ホームページ、ホームページといって町はほとんどがホームページを通じて発信しておりますけれども、壮瞥の人口構成状態からして本当に高齢化社会、そういう中でホームページを開いて読まれる人がどの程度あるのかな、そんなようなことを考えていきますと、もっとそのように出た意見を別な方法で周知する方法も考えていただければなと思います。ですから、担当されている職員の奥さんは家庭でホームページを開いて見ていますか。また、町長にしても副町長にしても教育長にしても、ホームページを開いて家庭で読むというふうなことがあるでしょうか。そのようなことを考えると、やはり時代の流れとはいえ、一人でも多くの方が参加できる方策を模索しようではありませんか。

そこで、今年度は情報館をやめて４会場という先ほど答弁ありましたけれども、もし４会場以外の地域でこの懇談会を開催したいという場合、それに応じる体制は町にあるのかどうか、この点を確認したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。

まちづくり懇談会開催後には、町民の方々から７年度については 50 件、その前についてはもう少しあったのかなと思いますけれども、そちらにつきましては取りまとめまして、議員ご指摘のとおりホームページのほうで公表させていただいております。あわせて、広報等々でも開催の概要について、全てではございませんけれども、一部を公表しているというところでございます。ある程度町民に広く周知するというコンテンツとして町のホームページというのを活用させていただいておりますけれども、それがどの程度町民の方々が閲覧していただいているかというところについてはち

ょっと我々も把握し切れていない部分もございますけれども、時代の流れといいますか、そういうＳＮＳ的なコンテンツを使って情報を周知するというのは今後もどんどん、どんどん拡大していくというところではございますが、併用して広く町民の方々に、町外もそうですけれども、広く情報を発信するというのはある程度アナログ的なものとＳＮＳを活用したものと併用していくべきかなというところもございますので、その辺は佐藤議員のご指摘のとおり検討すべきところもあると思いますので、ちょっと考えてみたいなというふうに考えております。

ただ、まちづくり懇談会というのは、令和８年度というのは会場が少なくなるというところではございますけれども、町民の声を聞くという重要性には変わりなくて、まちづくり懇談会がその手段の一つということで町としては考えております。また、まちづくり懇談会だけが町民の皆様からのご意見ですとか要望を聞くという場ではないというふうに考えてもおります。例えば各種協議会であったり委員会であったり、その目的に沿った意見、要望等々は伺うことにはなりますけれども、その中でも日常的な会話、雑談だったり、その中にも貴重な意見というものはございます。そのほかにも、みんなのひろばですとか手紙によるような意見聴取の場も設けているということでございますし、あと議員の皆様にも町民の皆様から何かしら意見とかいただく場もあろうかと思います。そちらのほうも町長以外、我々担当のほうにも情報いただければ、その辺も町政にどう生かしていくかというような……

〔「何で町長以外なの」と言う人あり〕

○企画財政課長（澤井智明君）　町長とそれ以外です。町長にも、すみません、失礼いたしました。町長だけではなくて我々のほうにも意見いただければ、そちらが町政にどう生かせるかという検討の材料にもなりますので、そういうところもそういう懇談会以外の町民の声を聞くという場として機能しているというふうに認識しておりますので、今後とも議員の皆様と行政と一体となって町民の皆様から意見、要望を聞くという取組について体制については進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、今回４会場ということになりましたけれども、その他の地域ですとか自治会からそのような懇談会開催してほしいというような申出がございましたら、その辺も町としては対応したいというふうに考えておりますので、担当である企画財政課のほうにお問合せいただければ日程調整等々も行いながら開催したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　今の答弁お聞きして、私は、いろいろな行事だとか、そういうものが開催されますけれども、住民は住民の立場でそこに参加しますし、また町職員の皆さんも職員の立場でなく地域の一住民としていろいろな活動に参加してほし

いのです。そういうことを私は申し添えておきたいと思います。いろいろと町民の皆さんが参加する機会があってもそれに応じて参加されないというのは壮瞥だけの問題ではないと思いますけれども、やはり日頃からの町と住民の関係、これをきちっとしていれば私はある程度解決できるものでないかと考えております。いろいろ申し上げましたけれども、町行政に対しての質問は以上で終わり、今度は教育問題へ移らせていただきたいと思います。小中一貫教育を真に実効性のあるものにするため、８年度から 12 年度を期間とする壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針（第２次）とあって、今年の３月に策定との答弁をいただきました。この策定した基本方針、どのような形で公表したのか、まず最初にそのことについて伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。

　小中一貫教育基本方針（第２次）の公表についてということでございますが、壮瞥町小中一貫に係る基本方針（第２次）につきましては昨年 11 月に町内各学校と協議を始め、令和８年２月に教育委員会協議会において了解をいただき、令和８年度より基本方針に基づき、小中一貫教育を推進しているところでございます。基本方針（第２次）の公表につきましては、一般の町民の方々には公表はしておりませんが、小中学校では教員向けの説明会を行ったり、小中一貫教育の概要等につきましては全体保護者懇談会ですとか学校だよりを通じて保護者の皆様には周知をしているところでございます。今後町民の皆様には必要に応じて町広報ですとかホームページでお知らせすることを検討したいと考えております。

　以上でございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　やはり私は、きちっと公表すべきでないかなという気がしてなりません。そこで、お聞きしたいのは、第１次と今回改定した第２次の内容、どこがどう変わったのか、具体的に１次と２次の計画書がどのように変わったのか説明を求めたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。

　基本方針の第１次といいますか、最初の基本方針と第２次のどのように変わったかということでございますが、基本的には第１次の基本方針を継承しております。導入の背景ですとか、そうべつ型小中一貫教育の概要に新たに異校種間連携を加えたり、各年度の主な取組内容を具体化するなど、そうべつ型小中一貫教育の見える化を図っていく内容となっております。基本方針２次の部分でございますが、目指す目標をふるさとを愛し、持続可能な社会の担い手となるよう資質、能力を育むとして、次の３つの柱で推進をしてまいりたいというふうに考えております。１点目がそうべつ型カリキュラムの拡大です。全教科や防災教育等についてそれぞれ９年間を見通した系統

的なカリキュラムの作成に着手して特色ある教育を加速させる。２点目が教職員の協働と専門性の活用です。小中教員による乗り入れやチームティーチングに加えて、保育所から引き継ぐ切れ目のない特別支援教育を徹底する。３点目が組織体制の確立と地域連携、６つの専門プロジェクトチームによる実践と小中合同のコミュニティ・スクールとの連携により地域とともにある学校づくりを推進する。壮瞥中学校新校舎の環境と新方針の下、子供たちの確かな成長をしっかりと支えてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　その点は理解いたしました。そこで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、小中学校職員の兼務発令について触れられておりました。７年度と８年度の兼務発令、教員の実態といいますか、教科はどのような教科でそのような兼務発令がされたのか、そして兼務発令によるよい点、これは多々あると思います。また、実施して課題はなかったのか、課題がないのはいいのですけれども、その点について伺いたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　教員の令和７年度、８年度の兼務発令の実態、それから教科、兼務発令による利点と課題ということでございますが、令和７年度の兼務発令につきましては、小学校教員に中学校教員、英語ですけれども、その兼務発令をしております。それから、中学校体育の教員に、これはスキー授業でありますが、小学校の兼務発令をしております。令和８年度は、今の小学校教員が中学校教員の兼務発令と中学校体育のスキーの兼務発令に加えて、中学校の音楽の教員に小学校の兼務発令をしております。

兼務発令による利点につきましては、小学校の児童にとっては中学校の先生から指導を受けることは専門性の高い中学校の教員からきめ細やかな指導を受けることで興味、関心ですとか意欲が高まるというふうに考えております。また、小学校の教員が中学校の英語の授業に入ることで授業の構成ですとか指導の要領など学ぶことが多く、小学校での外国語の指導に生かしているというふうに考えております。課題につきましては、まだ始まって間もないのですが、今後の課題となるふうに思っておりますが、今後小中学校の教員に兼務発令を増やしていった場合、カリキュラムの見直しですとか指導方法の改善がどこまで構築できるか、そういった課題があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　兼務発令による利点、今幾つか挙げられましたし、やはり課題としての小学校、中学校のカリキュラムの問題、そのことも課題があるということ

を知りましたので、ぜひ効果ある兼務発令で小中一貫教育がより充実されることを望みたいと思います。

そこで、２点目の質問に移ります。教職員の長時間勤務の是正について、これは北海道教育委員会で道内の学校における働き方改革を推進するため、平成 30 年３月に学校における働き方改革北海道アクションプランを、令和３年３月には第２期アクションプランを策定、学校における働き方改革に取り組んできました。令和６年３月には新たなアクションプランを策定して、先生が変化を実感できる働き方改革を目指し、７年６月にはそのアクションプランが改正され、先ほど答弁にありました８年３月にアクションプランにつながったと私は理解しております。もしそうであれば、先に策定のアクションプランと３年３月の改定はどのように改められたのか、全部というと大変時間かかると思いますので、この点が変わったということを一、二点挙げていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。

先に策定されたアクションプランと今年度３月の改定はどのように改められたかというところでございますが、令和７年６月に改定された働き方改革アクションプランは、教員自身がこれまでの働き方を見直し、子供たちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで質の高い学びと持続可能な学校の実現につながるよう策定されたものです。今回令和８年３月に策定いたしました壮瞥町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保実施計画（学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン）は、公立学校の教職員の業務量の適切な管理とその他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、講じるべき措置に関する指針に則して策定されたものであり、学校における働き方改革壮瞥町アクションプランには指針が求める新しい義務ですとか目標の一部を満たしていない部分があるため、学校における働き方改革壮瞥町アクションプランに続く計画として策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　取組分かりました。そして、これはどのような形で公表したのですか、伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。

公表についてということですが、壮瞥町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保実施計画（学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン）を３月に策定いたしまして、速やかにホームページで公開をしております。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　ホームページで公表している。私も開いて見ました。そうしますと、答弁の壮瞥町業務管理・健康確保措置実施計画（働き方改革アクションプラン）という形で先ほど答弁でありましたけれども、ホームページを開くと壮瞥町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（学校における働き方改革壮瞥町アクションプラン）という形でホームページに載っておりましたけれども、これは同一のものなのか、これについて確認したいと思いますけれども。
○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。
○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。
　大変失礼申し上げました。同一のものでございます。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　この点はここで終わりにしまして、３点目に高校の魅力化ということを取り上げております。その中で、魅力化の一つとして通学定期の助成、これは胆振線が廃止になってからずっと取り組んできている事業ですけれども、それと町内中学からの進学者に入学祝い金の創設を挙げておりますけれども、私はこれが魅力で志願者が増えるということは考えられないのでないかなということです。私自身でそう思っております。そこで、今年度から取り上げている祝い金はどのような形で入学者に渡されているのか、この支給方法をここで確認したいと思いますけれども、よろしくお願いします。
○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。
○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。
　今年度から創設されました高校の入学祝い金、町内からの入学者でございますが、今年度町内からは１名の入学者があり、その家庭より申請を受けまして、10 万円になりますが、口座振込をしてございます。
　以上でございます。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　10 万円の支給方法を確認したいと思いますけれども。
○議長（森　太郎君）　答弁、生涯学習課長。
○生涯学習課長（河野　圭君）　ご答弁申し上げます。
　支給方法につきましては、先ほども申し上げましたが、口座振込ということで支給をしております。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　私たち議会も、もう 10 年くらい前になるでしょうか、十勝管内の高校に行って、農業高校でしたけれども、そこへ行っていろいろと視察させていただきました。建物、また各種実習、食品加工施設など充実していたなと、その中で生徒が一生懸命実習している姿を見て、こういう充実した施設があればなということを考え、感想を持ちました。先ほど魅力化のために通学定期の助成だとか町内からの

進学者に対する入学祝い金を挙げておりましたけれども、現段階で教育長が魅力を上げるために現在考えていることがもしあれば伺いたいなと思いますけれども。
○議長（森　太郎君）　答弁、教育長。
○教育長（柴田暦章君）　ご答弁申し上げます。
　高校の魅力発信につきましては、これまでも校長が管内の中学校を直接訪問し、壮瞥高校の特色ですとか教育活動について理解を深めていただく取組を行ってまいりました。また、学校行事や環境美化活動などが新聞等の報道機関に取り上げられるよう、積極的にアピールを図ってきたところでございます。今後は、こうした取組に加えまして、少人数学級の導入ですとか、例えば醸造用ブドウの栽培から醸造までを一貫して行うブランディングなど、農業分野や学校設定科目における新たな展開について検討を進めてまいりたいなというふうに考えております。今後におきましても、学校関係者や学校運営協議会などから幅広くご意見をいただきながら地域と一体となって高校の魅力化を推進し、持続可能な生徒確保へとつなげてまいりたいと考えているところでございます。
　以上でございます。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　今教育長が答弁されたような内容を私も支持したいなという考えを持ちます。そこで、新聞を通じていろいろと壮瞥高校の様子が報道されております。そして、年１回、高校のほうでそれを取りまとめて印刷して私たちに届けてくれております。そういう面で、魅力化、これをいろいろな行事などを通じてより発信していただきたいな、そんな気がしてなりません。
　以上で私は質疑を終わりたいなということを考えているのですけれども、今回の質疑を通して私はこんな感想を持ちました。行政に携わる職員の皆さんや三役は、専門用語を駆使しての答弁が多々あったのでないか。また、広報そうべつの記事でも同じことが言えると思います。例えば教育に関することでいいますと、８年４月号の広報そうべつに町政と教育行政の執行方針が掲載されていましたが、２つを読み比べたとき、教育に関しては専門用語が多く用いられていたのではないだろうか。果たして専門用語の文章のつづりを町民の皆さんが読んで理解できるのかな、そんな疑問を私は抱きました。町の広報というのは、町で取り組むことや取り組んだ様子を町民の皆さんに知っていただき、またそれをきっかけとして参加していただくことが目的でないかと思います。専門用語の羅列ではなく平易な表現で町民の皆さんに理解していただくことが私は大切だなと、そのようなことでいろいろな報告や文書は専門用語の羅列でなくて平易な言葉での表現を望みたいのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課長。
○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。

まず、広報広聴という立場からちょっとご答弁いたしますけれども、議員ご指摘のとおり、広報を発行する際には、町の取組でしたり取り組んだことの様子については町民に分かりやすいような原稿を作成するように努めているところではございますけれども、町政執行方針ですとか教育行政執行方針等々につきましては専門用語を用いなければ制度上説明等も難しいようなこともありまして、そのような形でご報告するという流れになっているのかと思いますし、広報に掲載する際にはこういう町政執行方針ですとか教育行政執行方針につきましては議会で報告した内容のとおり一字一句載せるべきものであると考えておりますので、担当課としてはそのようには考えております。

まずは以上でございます。

○議長（森　太郎君）　５番、佐藤恣君。

○５番（佐藤　恣君）　執行方針をそのまま載せるのを原則としたいということでしたけれども、私はやはりそれが町民の皆さんが読んで理解できるようなものであってほしいなと思うのですけれども、そういう方針であれば今後見守っていきたいと思います。

そこで、最後に、質問ではありませんけれども、こんなことを配慮していただけないかなということ、これを申し上げたいと思います。私は毎回一般質問をさせていただいておりますけれども、いろいろなことを調べる。それは、条例にしても答申書にしても計画書にしても全部ホームページに載っているのです。例えば前回私は防災について質問しましたけれども、そのときに防災に関する計画書だけでも 300 ページ以上になるのです。それを開いて読んでということは、大変な苦労です。そこで、町が作成してホームページで公表している計画書だとかいろいろなもの、これを製本して図書室に置いていただけないかなということです。そういうことによって町民の皆さんが見ていただいて、町がこんなことをという関心もあるのでないかと思うのです。そういう面で、ぜひホームページと並行してホームページで公表した計画書等は図書室に製本して置いていただきたいという要望を添えて私は質問を終わりたいと思うのですけれども、この点についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。

壮瞥町で作成しております各種計画ですとか壮瞥町の条例集につきましては、現在も図書室のほうで閲覧できるような体制は取っているところではございますけれども、それと併せてご指摘のとおりホームページでも公表もしております。全ての住民の皆さんがオンライン環境で閲覧できるということにも限りませんので、そのようなことについては引き続きやっていきたいなというふうにも考えておりますし、いつでも手軽に紙媒体等で確認できるような環境を整えるということは必要であるというふうにも考えておりますので、そのような体制は引き続き行っていきたいというふう

に考えております。図書室に置いてそういうふうに閲覧できる環境は整備していると今言いましたけれども、中にはちょっと一部古いものがあったり、計画期間外のものがあるかどうか、そういうところの現状も把握しつつ、関係部署と連携して町民の皆さんがいつでも新しい情報を確認できるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君）　私の質問としては、人口減少の実態と関係人口施策についてを質問したいというふうに思います。

　質問要旨としまして、令和７年国勢調査の人口速報集計では本町人口は 2,349 人となり、令和２年の 2,743 人から 394 人、約 14.4%減少した。人口規模の縮小は、産業や農業の担い手不足、地域活動の維持、生活サービスの確保、さらには自治体経営にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。人口減少そのものを直ちに止めることは容易ではないが、移住、定住施策だけでなく、町に関心を持ち、継続的に訪れ、地域活動や課題解決に関わる町外の人材とのつながりを育てていく視点が一層重要であり、関係人口は将来の移住者を増やすためだけのものではなく、地域の担い手や応援者を増やし、地域の活力と持続性を支える力となり得る。第３期壮瞥町総合戦略が壮瞥町ファンから交流、移住への流れを掲げる中、これまでの取組を検証し、関係人口を直接はかる指標を定めることが必要であると考える。そこで、人口減少の実態と施策の効果を改めて確認するとともに、今後の関係人口施策の方向性について次の４点を伺います。

　１、令和７年国勢調査の人口速報集計における人口 2,349 人、令和２年比 3,940 人減という効果を自然増減、社会増減、年齢構成等からどのように分析しているか。また、これまでの人口減少対策の効果と課題をどう評価しているか。

　２、関係人口の把握と関係の深化に向け、どのような取組を実施し、どのような成果があったか。

　３、登録者数、複数回来町者数、地域活動参加者数、移住相談、移住へ進んだ人数等、関係人口の実人数と関係の深まりを直接はかる指標を定めるべきと思うが、その考えを伺います。

　４、国のふるさと住民登録制度について現在の情報収集と検討状況はどうか。同制度への参加を具体的に検討し、本町独自の関係人口施策と連携させる考えはあるか。

　以上よろしくお願いします。

○議長（森　太郎君）　ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

○議長（森　太郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど菊地議員の一般質問の中で数字に誤りがありましたので、訂正いたさせます。
７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　大変失礼いたしました。私の質問の１番目の令和２年比のところの 394 人を言い間違えまして 3,940 ということで質問いたしました。訂正いたします。正解は 394 人です。よろしくお願いします。
○議長（森　太郎君）　答弁、町長。
○町長（田鍋敏也君）　７番、菊地議員のご質問にご答弁申し上げます。
１点目の令和７年国勢調査の速報値についてですが、議員の質問のとおり 394 人減少しており、その主な要因は自然減とそうべつ温泉病院の移転によるものと分析しております。国勢調査の実施年である令和２年 10 月から令和７年９月の５年間の住民基本台帳の出生数は 52 人、死亡数は 262 人となっており、210 人の自然減となっています。期間中の住民基本台帳上の社会増減は 27 人の増となっており、住民基本台帳に登録のない方も国勢調査人口の対象とされるそうべつ温泉病院の長期入院者約 140 人が転出となったという要因も加わり、大きな減少になったと分析しているところです。年齢構成ごとの推移は、令和２年国勢調査の数値と直近の住民基本台帳における令和８年７月末で比較するとゼロ歳から 14 歳の年少人口で 27 人減少、率にして約 12%減となり、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 142 人減少し、約 20%減、65 歳以上の老年人口は 369 人減少し、約 30%の減となっており、老年人口の減少が著しいのは自然減とそうべつ温泉病院の移転などが影響しているものと考えております。
人口減対策については、子育て世代を対象にした子育て支援の各施策の推進により、令和２年から令和５年にかけての出生数が横ばいを維持しつつ、令和３年には増加しております。また、ホテル開業に伴う企業立地促進条例に基づく雇用助成金や民間賃貸住宅支援を活用した社員住宅整備などにより、令和３年から令和５年には 83 人の社会増となるなど一定の効果があったと考えております。
２点目の関係人口の把握、関係深化に向けた取組と成果ですが、関係人口を促進させる取組として移住体験お試し住宅の設置やふるさと応援寄附金の活用、雪合戦、りんごまつりなどへの参画などを通じて町の情報を積極的に発信するように取り組んでいるところであります。令和７年度のふるさと応援寄附金については、寄附件数、寄附金額ともに過去最高となるなど一定の成果に結びついており、今後ともリピーターの確保と壮瞥町を応援してくださる方々の増加に努めてまいりたいと考えております。
３点目の関係の深まりをはかる指標についてですが、複数回来町数や地域活動参加者数など、個別のデータはありませんが、壮瞥町は観光等で訪れる交流人口を含めて年間約 170 万人が来遊しております。令和７年度に移住相談を受けた件数は延べ 67 件で、実際に移住に至った件数は３件となっております。関係人口は、実際の訪問や

ふるさと応援寄附金、ＳＮＳなど非訪問系など多様な関わり方があることから、客観的で効果的な指標を検証し、設定について検討してまいりたいと考えております。

４点目、ふるさと住民登録制度についてですが、この制度は実際に住んでいなくてもアプリなどを活用し、特定の自治体に第２の住民票として登録し、地域と継続的な関わりを持つことができる仕組みで、総務省が令和８年度中の運用を目指し、準備を進めています。本町では、北海道が実施するモデル事業の連携市町村として参画しており、情報収集に努めるとともに胆振管内の自治体とも情報共有を図っているところであります。制度の運用開始に当たっては、効果的な活用を通じて関係人口の増加に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君）　質問に沿って順次再質問させていただきます。

まず、最初の１点目の質問で統計数の確認と人口減少の認識、それと今後の取組について、この３つについて質問したいというふうに思います。まず最初に、統計ですけれども、答弁の中では国勢調査と住民基本台帳、これが混在しているので、ちょっと分かりづらくなっているのです。それで、町民の皆さんに分かりやすく人口統計の見方についてもう少し整理してお伺いしたいというふうに思うのですけれども、国勢調査は住民票の有無にかかわらず調査日の時点で実際にふだん住んでいる場所を基準に人口を把握するもの、病院に長期入院している方はその病院の所在地で国勢調査の対象となるということです。一方、住民基本台帳は、住民票の登録に基づき、出生、死亡、転入、転出などの届出によって人の動きを把握するものということです。このように国勢調査と住民基本台帳では人口の捉え方や集計の異なりがあるということ。

先ほどの答弁では、令和２年度と令和７年の国勢調査、これは国勢調査期間は令和２年10月１日から令和７年10月１日まで、この間だというふうに私は認識しました。これまでに394人が減少していると、この中身は住民基本台帳による自然減210人プラス、特殊事情と言ってもいいと思うのですけれども、基本台帳に登録がないそうべつ温泉病院の移転に伴って長期入院者約140人の減少が主な要因ということが説明ありました。これはいいのですけれども、次の年齢構成、これがちょっと分かりづらいのです。令和２年の国勢調査と令和８年７月末の住民基本台帳が比較されているということで、数字で理解するということはあるのですけれども、統計の種類や比較する時点、期間が異なるから人口減少の全体像がちょっと分かりづらくなっているので、統一して国勢調査による342人の減少とは別に住民基本台帳による人口の動きのそれぞれ分けた上で、できるだけ同じ時期、同じ基準で整えて壮瞥の実態が分かるような数値を出していただきたいと思いますので、この部分、答弁の中での年齢構成の部分を期間に合わせてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　国勢調査と同期間に合わせた住基上の年齢構成ごとの分析になっておりますが、まず住基月報のほうから試算するというか、分析したところでございますけれども、ゼロ歳から 14 歳の年少人口については国勢調査と同期間で 29 名の減少、15 歳から 64 歳の生産年齢人口につきましては 72 名の減少、65 歳以上の老年人口につきましては 83 名の減少ということになってございます。
○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　この数字であれば対比して分かりやすくなったというふうに思います。ありがとうございます。
　それで、人口減少の認識について再度伺いたいと思うのですけれども、効果として答弁の中で子育て支援によって出生数が一定程度維持されたことやホテル開業のための社員住宅の整備などによって令和３年から令和５年までに 83 人の社会増があったということで説明がありましたけれども、この取組については一定程度の成果があったのではないかというふうに認識はしますけれども、一方で５年間全体では住民基本台帳での数値の中では自然減が 210 人ということで、特に生産年齢人口と年少人口の減少が今後も続けば地域の担い手不足、商業や農業などの担い手不足、地域の維持、さらには町の財政や行政サービスに影響を及ぼしてくるというふうに思いますので、今の時点でこの５年間の中での人口減少をどう認識して、どう捉えて今後進もうとしているのか再度お聞きしたいというふうに思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。
○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　本町の人口動向につきましては、全国的な少子化の波と同様に減少傾向が続いております。その要因と分析についてですけれども、自然減の減少、少子化による年少人口の減少に加えて、進学ですとか就職に伴う若い世代の都市部への流失が生産年齢人口の減少を招いております。老年人口は減少傾向にありますけれども、平均余命の延びなど総人口に占める割合は高まっております。今後は、生産年齢人口が老年人口へ移行が進むため、自然減の傾向は続くものと認識しております。ただ、一方で、これまで推進してきました企業立地などの各種施策によりましてホテル開業による雇用創出などは人口減少の一定の抑制につながったものと考えております。引き続き、人口減少、少子高齢化の現実を受け止めながらも、雇用創出をはじめとして子育て支援の充実ですとか移住、定住施策に取り組みまして社会減の抑制につながる施策を継続してまりたいというふうに考えております。
○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　ありがとうございます。それでは、この認識の下で今後最も力を入れていきたい政策はどういうものがあるのか、どういうことを考えているのかをお聞きしたいというふうに思います。

人口減少対策には、子育て支援、雇用の確保、住宅整備、移住、定住、若者の町内定住など様々な施策があります。しかし、限られた財源や職員体制の中で成果を上げるためには、分析結果に基づいて対策を明確にして施策に優先順位をつけることが必要ではないかというふうに思います。これまで子育て支援や企業立地、社員住宅整備による成果を一時的なものに終わらせず、町内への定着をつなげることが重要であるというふうに考えますけれども、町として今後５年間人口減少対策の中で最も力を入れないと駄目な施策は何というふうに考えておるのか、その施策の対象と具体的な取組をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。

人口減少対策として進めるべき施策についてでございますけれども、充実した子育て支援策等を継続することとともに、教育環境の充実ですとか産業の振興などを総合的に推進していくことが重要というふうに考えております。力を入れて取り組むべき施策は、働く場、産業の振興と住環境の提供というふうに考えております。当町は農業と観光の町でございまして、その振興に努めているところであります。また、住宅不足を改善すべく持ち家住宅取得奨励金などを設けておりまして、これらの制度を継続しつつ、空き家等の活用を進めるために空き家バンク登録物件の増加に取り組み、移住等の要望に応えられる環境を構築していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君）　ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、関係人口について質問したいというふうに思います。まず、関係人口の把握です。どういうふうに把握しているのかをお聞きしたいというふうに思うのですけれども、答弁の中では移住体験お試し住宅やふるさと応援寄附金、雪合戦、りんごまつりなど、関係人口の拡大につながる様々な取組について説明がありましたけれども、こうした取組を今後さらに充実させていくためにはどのような人方がどのようなきっかけで壮瞥町と関わり、その関係がどの程度継続しているかを把握することが大切だというふうに思うのですけれども、町ではお試し住宅の利用者、ふるさと応援寄附金の寄附者、各イベントの参加者などについてその人方の移住人数とか居住地域、再訪問、再参加の状況、こういう状況を把握、整理しているのかどうか、それをお伺いしたいというふうに思います。

それと、また現時点で町が関係人口と捉えている方はどの程度いると認識しているのか、その点についても分かる範囲でいいので、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。

お試し住宅の利用者、ふるさと応援寄附金の寄附者については、居住地などの情報は把握しているところでございます。特にふるさと応援寄附金につきましては、どの地域の方が多いかというようなところも分析を行っているところでございます。イベント関係でございますけれども、雪合戦の参加や運営に参画される方はもちろんではございますけれども、りんごまつり、スタンプラリーなどを実施していますが、そのスタンプラリーなどには複数回参加されている方がいるということは把握しているところであります。

そのほかに関係人口として捉えている方々でございますけれども、企業版ふるさと納税の納税事業者さんですとか、移住相談を受け付けた方、また町のＳＮＳのフォロー者数などと認識しているところであります。ＳＮＳにつきましては、町の公式フェイスブック登録者が５万3,000人、インスタグラムの登録者が3,032人、５月に開設しました移住専用のインスタグラムの登録者が 86 人、ふるさと納税専用のインスタグラムも開設しておりまして、こちらが148人となっております。この登録者についても関係人口と捉えておりまして、ＳＮＳ登録者に対しましては町のいろいろな情報を定期的に発信しているところでございます。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君）　同じような質問になるかもしれませんけれども、令和７年度のふるさと応援寄附金が件数、金額ともに過去最高となったということで、これは町の情報発信や返礼品の魅力向上など、これまでの取組の成果の一つであったというふうに思いますけれども、一方寄附件数や寄附金額の増加だけでなく、一度寄附された方が繰り返し寄附しているのか、実際に壮瞥町を訪れているのか、イベントへの参加や地域の交流につなげているのかという点も関係の把握、関係の深まりには大事かというふうに思うのですけれども、町はふるさと応援寄附金のリピーター率や寄附をきっかけとした来訪、交流などをどのように把握しているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。

複数回ふるさと応援寄附金をいただいている方でございますけれども、令和６年度につきましては6,103人の寄附者のうち362人､令和７年度は7,835人のうち531人、令和８年度は、まだ現時点での数字でございますけれども、4,026 人の寄附者のうち258 人となっております。この方たちはリピーターとして壮瞥町を応援していただいている方と認識しておりますので、現在この方たちに向けた情報発信なども必要だというふうに考えておりまして、その発信方法等々について検討中でございます。

寄附者が実際に壮瞥町を訪れているかということにつきましては、把握が難しいところであります。ただ、ふるさと納税をきっかけに来訪につなげたいと、関係人口を創出させたいという考えの下から、昨年度から宿泊施設や体験型返礼品の登録に力を

入れているところであります。それに併せて今年度から現地決済型の寄附システムを導入しまして、宿泊で来られた方ですとか体験型観光を実施された方に壮瞥町を応援していただきたいというような取組も行っているところであります。加えて壮瞥町の魅力を深掘りするアドベンチャートラベルの取組なども推進していることでありまして、これらの取組によって来訪された方と地域の深化に向けて取り組んでいきたなというふうに考えているところです。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。

○７番（菊地敏法君）　分かりました。関係人口の把握についての壮瞥町の実態は分かりました。

　次の３点目の指標の考え方について、これが私としてはぜひ指標を設けていただきたいなというふうな思いで質問いたしますけれども、答弁の中で実際に町に訪れる方だけでなく、ふるさと応援寄附金で町を応援する方やＳＮＳを通じて町に関心を持つ方など、様々な関わり方があることは理解します。また、関わり方が多様であるため、一つの数字だけで関係人口を表すことは難しく、客観的で効果的な指標を検討していくという町の考え方も一定程度理解できますけれども、一方で壮瞥町を知ってもらうことを入り口としてふるさと応援寄附、実際の来訪、イベントや地域活動への参加などへ関係を深めてもらうためには、一度関わった方とつながりを継続していくことが大切だというふうに思います。

　そのため、まずはそれぞれの方が壮瞥町とどのような関わりを持っているのかを無理のない範囲で把握して、継続して情報を届けられるような仕組みを整えていくことが必要でないかというふうに思います。町としては、関係人口の指標を検討する中で町と関わりを持った方を把握し、その後も継続につながっていく仕組みをどのように構築していく考えがあるかお聞きしたいというふうに思います。この次にも質問しますけれども、こうした多様な関わりを登録によって見える形にし、町のつながりを継続していく仕組みの一つが次質問するふるさと住民登録制度であるというふうに思いますので、町の指標の考え方について再度質問したいというふうに思います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。

　関わりを持っていただいた方の把握ですとか継続的なつながりの仕組みをつくるという点は、人口が減少している本町にとっては非常に重要ではないかというふうに考えております。さきに申し上げたとおり、特にふるさと納税の複数回寄附者については壮瞥町の応援サポーターというふうに認識しているところから、礼状の送付だけではなくて町の情報を発信するなど、継続的なつながりの仕組み構築に取り組みたいというふうに考えております。あわせて、うちの公式ＳＮＳ登録者なども関係人口と捉えておりますので、ＳＮＳを含めた継続的なつながりの仕組み構築ですとか、関係人口の指標を検討する上におきましてアプリなどを活用するふるさと住民登録制度

も有効な手段の一つではないかというふうに考えているところでございます。
○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　それでは、４点目の国によるふるさと住民登録制度について町の考えをお聞きしたいというふうに思うのですけれども、まず確認です。答弁の中では北海道が実施するモデル事業の連携市町村に参画しているということで答弁があったのですけれども、調べ方が悪かったのか、総務省公表している北海道と同時採択された 16 市町村の中に壮瞥町の名前が確認できなかったのです。この採択の決定後に北海道から連携市町村の追加募集の参加の呼びかけがあり、本町が参加したのか、その参加に至った経緯と決定時期、また本町がこのモデル事業の中でどのような役割を担っていくのか、もう少し具体的にお示ししてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。
○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　まず、モデル事業についてご説明申し上げたいと思いますが、モデル事業については総務省が実施するもので、北海道がそのモデル事業に参画するという流れになっております。モデル事業の実施につきましては大きく２パターンありまして、１つ目のパターンが関係人口施策を独自に自治体が進めるというのが１つ目、それと２点目については都道府県と連携して取組を進める自治体という２つのパターンがあります。当町が北海道のモデル事業の連携市町村として参加した経緯になりますけれども、今年４月３日に北海道が総務省のモデル事業の対象自治体に選定されまして、それに連携する参加する自治体の募集がありましたので、応募したというのが経緯であります。この北海道の連携に参画する自治体なのですけれども、壮瞥町を含めて道内 96 の自治体が登録しております。ですので、壮瞥町においては先ほど説明したパターン２を選択して北海道と連携してこのモデル事業に参画しているということでご理解いただきたいなというふうに考えております。先ほど議員がおっしゃられました把握されております 16 の市町については、パターンの１つ目を選択をして独自に関係人口施策を進める自治体ということを指しておりますので、そこも併せてご承知おきいただければなというふうに考えております。
　北海道の連携市町村に登録してモデル事業の実施を進めた理由についてですけれども、まだ制度の概要がつかめていない中で、単独で進めるよりも北海道ですとか北海道の連携市町村に登録している自治体と情報収集を図りながら実施するほうが制度の有効活用につながるというふうに判断したためでございます。
　最後に、このモデル事業で壮瞥町が担う役割でございますけれども、モデル事業を通じてモニター実証事業への参加ですとか、制度開始に向けた壮瞥町のアプリへの登録情報の整理、地域の担い手活動の設定の検討、アプリ登録者へのサポート施策の検討などを行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　分かりました。この連携にはパターン２の都道府県との連携の取組の自治体ということで、96 自治体の中の一つに壮瞥町が入っているということで理解いたしました。
　運用開始の考え方です。答弁の中では制度の運用開始に当たっては効果的な活用を通じて関係人口の増加に向けた取組を推進してまいりたいと考えておりますということで、何かやるのかやらないのかちょっと分からないような感じなのですけれども、現時点でどういうふうな方向で持っていこうとしているのか。モデル事業も、自治体に入っていますので進めていくというふうに思うのですけれども、制度の運用開始に当たって効果的な活用を通じて関係人口の増加に向けた取組を推進していくということで、国の制度が開始された際に壮瞥町としてもこの制度を導入し、実際に運用していく方針であるということで受け止めていいのか、それとも現時点では情報収集を行い、制度の内容、効果を見極めた上で導入するかどうか検討する段階なのかどうか、町の今の現時点での方針をもう少し具体的に示していただきたいというふうに思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。
○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　まず、現在実施されているモデル事業のスケジュールをご説明したいと思いますが、10 月から 12 月に実際にアプリを活用したモニター実証事業が行われる予定であります。それを受けて、令和９年１月にモデル事業の検証結果等の最終報告が行われて、運用開始というスケジュールを予定されております。10 月から開始となる総務省のアプリ登録によるモニター実証につきましては、北海道の連携自治体となっている各自治体につきましては５名までが優先的に優先枠で登録できることになっておりまして、この５名は企画財政課の職員のほうで登録してモニターとして参加するよう、申請手続を進めているところであります。このモニター参加を通じまして制度の有効性や課題などを確認しまして、町の情報発信、関係人口の創出に有効な手段だというふうに考えれば積極的に活用を検討していきたいというふうに考えております。ですので、モニター実証前の段階でありますので、制度の導入については現時点ではまだ申し上げることができないのが現状でありますが、これまで何度も申し上げたとおり、人口減少、少子高齢化の課題を抱える中で関係人口の創出は地域課題の解決にもつながる非常に重要なものというふうに認識しておりますので、関係人口の把握、関係深化に向けて今後も取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
○議長（森　太郎君）　７番、菊地敏法君。
○７番（菊地敏法君）　ぜひ積極的に推進に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の質問にいたします。第１期の壮瞥町総合戦略の中に１ページにわたって壮瞥町未来予想図というものがありました。これをちょっと要約してみますと、壮瞥町未来予想図には、2040 年の町の姿について、人口減少や少子高齢化が進み、町全体がコンパクトになっていても町は以前にも増して活気にあふれ、皆が生き生きと暮らしていると描かれています。そして、その現実に向けた大きな転機として、昭和新山、洞爺湖、多様な農業がつくり出す田園風景、新鮮な農産物とそれらを生かした加工品、さらに火山と正面から向き合う共生する町民の姿、地域力の結晶、雪合戦、町独自の子育て支援など町の個別の特色を、これを住む者が自ら町の資源や優位性だと認識したこと、そしてより多くの人に伝えようとしたこと、これが転機となっている。さらに、将来の町の姿として、その暮らしに共感し、この町を選んで新たに加わってきた仲間たちがいるから。そんな選ばれる町を目指しているということで結ばれています。

今回質問した関係人口、ふるさと住民登録制度は、まさに壮瞥町の未来や暮らしに共感し、町に関わり続けてくれる新たな仲間を増やしていくための仕組みだというふうに思います。しかし、ただ登録してもらうだけでは選ばれる町の実現にはつながりません。町民との交流や地域活動への参加、町内での仕事や役割、繰り返し訪れる機会など、登録した方が壮瞥町との関係を深められる受入れ態勢をつくることが必要でないかというふうに思います。町長は、ふるさと住民登録制度を総合戦略に掲げられた選ばれる町を実現するために重要な施策としてどのように受け止めているのか、再度町長にお聞きして私の一般質問を終わらさせていただきます。

○議長（森　太郎君）　答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君）　私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

人口の減少については、本町にとって最も重要な課題の一つと認識しております。今回の国勢調査における人口減少は、自然減に加え、そうべつ温泉病院の移転という要因が重なったと、このように分析していると先ほど答弁で申し上げたところであります。一方で、子育て支援の充実や持家住宅取得支援の拡充、雇用助成や社員住宅整備など立地企業への支援などにより一定期間社会増になるなど、これまで進めてきた施策は一定の効果があったものと、このように認識しているとも先ほど答弁で申し上げたところであります。人口減少が続く中、定住人口とともに、今質問の中で質疑を交わした関係人口を増やしていくこともますます重要になってきていると、このように認識をしているところであります。

ご提案のあった関係人口の実態や関係の深まりを把握する指標の検証、研究をしていくということをするとともに、ふるさと住民登録制度についてもテクニカルなこともいろいろ含めて前向きに検証、検討して活用してまいりたいと、そのように思っているところであります。総合戦略の精神、今読み上げていただきましたけれども、まさしくそのとおりであって、地域に存在する資源に付加価値を高めていく、住民一体となってやっていくことが重要であると、このように思っておりまして、今後も総合

計画や総合戦略の位置づけに基づいて産業の振興、雇用創出、子育て支援、住宅、安全に暮らせる町など、特に先ほどのお尋ねで力を入れるのはと聞かれましたけれども、やっぱりそれぞれの分野でできる限りのことをしていくことが必要ではないかなと、このように思っているところであり、効果的で戦略的な定住施策を総合的に推進するということとともに、総務省や国の施策、まだほかにいろいろあると思っているところでもあり、活用し、企業や人材の誘致に加え、関係人口の創出と関係を深化させ、将来的な移住、定住につなげるなど、まさしく選ばれる町壮瞥を目指して皆さんと共に取り組んでまいりたいと、このように思っております。ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたしまして答弁といたします。

○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。

○６番（湯浅祥治君）　私から空き家の除却、跡地活用を促す固定資産税の減免等について質問いたします。

全国で空き家が増えています。空き家といっても、すぐに売却する予定の住宅や別荘として使われている住宅など、事情は様々です。一方で、長い間使われないまま老朽化し、屋根や外壁が傷んだり草木が伸びたりする空き家もあります。こうした空き家を放置すると倒壊や部材の飛散、火災、防犯、衛生、景観などの面で周辺の住民に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、所有者に適切な管理を求め、使う予定のない老朽空き家については必要に応じて解体、つまり建物を取り壊してもらうことが重要です。空き家法では、適切な管理が行われておらず、そのまま放置すれば周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家を管理不全空家等、倒壊など著しい危険や衛生上の問題がある空き家を特定空家等として行政が指導や勧告などを行う仕組みがあります。しかし、現在の税制度には所有者が空き家を解体しようとするとかえって土地の税負担が増える仕組みがあります。そこで、以下の点について伺います。

１、本町における空き家の戸数について、そのうち長期間使用されていない空き家、管理状態に課題がある空き家、特定空家等、または管理不全空家等について把握している件数を伺う。

２、空き家所有者から、解体後の固定資産税等が増えることを理由に除却をためらう旨の相談を受けたことがあるのか。また、空き家の除却を妨げる主な要因をどのように分析しているのか。

３、千葉市では、空き家除却後の固定資産税等の増額相当分を１年度分減免しているほか、鳥取県日南町では 10 年間の減免制度を設けている。本町においても最長 10 年間を念頭に空き家除却後の固定資産税等を複数年にわたり減免する制度を検討する考えはあるか。

４、空き家対策は、建物を除却して終わりではなく、その跡地について所有者が売却や建築、事業利用などを選択しやすい環境を整えることも重要である。本町は、空き家除却後の土地がその後どのように利用されているか把握または分析しているの

か。
　以上伺います。よろしくお願いいたします。
○議長（森　太郎君）　答弁、町長。
○町長（田鍋敏也君）　６番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。
　１点目の本町における空き家は、水道の利用停止届や現地確認、住民の皆様からの情報などを基にリストアップしている件数は 80 件あり、この情報を基に管理等の状況調査を進めているところであります。長期間の未使用や管理状態に課題があるなど、ケースごとの件数は把握できておりませんが、今後物件の所有や管理の状態など、より詳細な実態把握に努めていく所存であります。
　２点目の所有者から、解体後の固定資産税等の負担増については相談が寄せられた事例はありません。空き家の除却を妨げる主な要因については、相続手続の未了や除却費用の負担と認識しており、今後所有者へ連絡を取りながら、課題を把握し、空き家の活用等に取り組む考えであります。
　３点目の減免制度について、当町は土地の課税標準額の高い地域とは実情が異なり、家屋を除却し、土地の固定資産税のみを納めるほうが固定資産税が安くなるケースが大半であります。仮に家屋の解体後に固定資産税が増える等の相談があった場合は、土地と家屋の税額をお知らせするなど、現状の制度の中で説明等、対応してまいりたいと考えております。
　４点目の建物除却後の土地の利用の把握や分析については、個人の資産の運用であるため、情報の把握や分析は行っておりませんが、空き家バンクへの登録など有効に活用できるように努めていく所存であります。
　なお、町では空き家整理回収事業補助や中古物件の流通、取得を促進するため、持ち家住宅取得奨励事業などを設けているところであります。加えて、毎年固定資産税の納税通知書を送付する際に空き家バンクへの登録や相談窓口についてのお知らせを同封し、空き家相談会を実施しております。これらの取組に加えて空き家の整理や活用が促進される施策の展開を検討してまいる所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。
○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。
○６番（湯浅祥治君）　答弁ありがとうございました。今の答弁では、町からは現在約 80 件の空き家をリストアップしている一方、長期間使用されていない空き家や管理状態に課題がある空き家の詳細については今後さらに実態調査に努めるとの答弁でございました。今後少子高齢化や人口減少によってさらに空き家が増えることも予想されますが、町としていつまでにどの程度まで空き家の実態を把握していくお考えでしょうか、またその調査や所有者への対応については現在どのような人員体制で取り組んでいるのかを伺います。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　空き家の実態把握の部分についてでございますけれども、いつまでにどの程度というところでございますが、今年度中に空き家の実態把握のほうは現地調査を含めて実施していきたいというふうに考えてございます。どの程度というところでございますけれども、現地に赴きましてまずはその実態を現地確認をした後、先ほど町長からのご答弁にもありましたとおり、所有者に可能な範囲で連絡を取ったりしつつ、空き家バンクへの登録なども促していきたいというふうに考えているところでございます。
　現在空き家対策に取り組む体制でございますけれども、令和７年度までは企画財政課の広報広聴係で担当しておりましたが、令和８年度から移住、定住と連携して取り組みたいと、取り組む必要があるというふうに考えたことから、地域創生係のほうで担当しているところでございます。人員については、地域創生係のほうで職員が３名と会計年度任用職員２名の５名体制で対応することで考えております。あわせて、令和８年度中に空き家コーディネーターとして新たに地域おこし協力隊も採用する予定で考えておりますので、採用された場合については６名で対応、担当していきたいなというふうに考えているところでございます。
○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。
○６番（湯浅祥治君）　どうもありがとうございます。今年度中に実態把握ということでございました。体制につきましても、企画財政、地域創生係３名の会計年度職員２名、そのほかに地域おこし協力隊ですか、１名が加わるということですけれども、その役割分担について、地域おこし協力隊の方が来たときの役割分担についてどのような考えでされるのか、もしよかったら教えていただければありがたいです。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。
○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。
　各係内の役割分担でございますけれども、誰が何を担当するというところまではまだしっかりと決めているところではないのですけれども、現地を確認に行く作業を行う職員とその実態を把握してデータベース等に落とし込む職員、それとそれを基に可能な範囲で所有者の状況を調べたりですとか関係機関と連携を取ったりする役割を担う職員が要るでしょうし、それを基に所有者と連絡を取りまして空き家バンク等に登録を促すというような流れで今のところは考えているところでございます。
○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。
○６番（湯浅祥治君）　ありがとうございます。詳細について大体分かりましたので、それで２つ目の質問というか、固定資産税の減免についてちょっとお伺います。
　家屋を除却した場合、土地と家屋を合わせた固定資産税よりも、除却前よりも安くなるケースが大半との答弁でございました。一方では、町は空き家の除却を妨げる主な要因の一つとして除却費用の負担を掲げておりました。固定資産税の総額が除却前より安くなる場合であっても、除却後の土地に対する固定資産税をさらに減免すれば

高額な解体費用を自ら負担した所有者の負担はさらに軽くなります。空き家の除却を進めるという観点から、こうした固定資産税の減免制度について検討する考えはございますでしょうか。よろしくお願いします。
○議長（森　太郎君）　答弁、税務会計課長。
○会計管理者・税務会計課長（谷田部　剛君）　私のほうからご答弁申し上げます。
　壮瞥町の場合におきましては、建物に係る固定資産税の分と土地に係る固定資産税の分、それぞれが課税標準額が算出されまして合計の税金というのが出てくることになっておりますが、建物の課税標準額につきましては全国一律で総務省が定めております固定資産評価基準を基に算出しておりますので、都市部であっても地方であっても建物に係る課税分というところはそんなに大きくはないのかなというふうに思っております。一方、土地に係る課税標準額につきましてはやはり都市部と地方では大きく差が開いておりまして、今回のような建物を除却して土地の分の減免を継続するというところは、土地の課税標準額が高いところであればそれはとても有効な手段ではないかなと思っておりますが、当町の場合におきましては、もしその制度を設けることになりますと、制度を設けましても土地の評価額が低い地域もたくさん町内にはございますので、同じ取組をしましても減免の対象になる方と、同じ取組をしても減免の対象にならない方が同じ町で出てきてしまうということが懸念されるということもございますし、よそのまちでよく私も見聞きするのは、除却費用に対するその費用の一部を助成するという、まずはそういう取組の一部を助成するというところで、税金のところの減免というところを行っている市町村というのは事例としては非常に少ないのかなと思っておりますので、税の担当している所管課といたしましては税の減免というところは本当に特に必要なときにしか設けてはいけないものなのかなというふうに思っておりますので、今回のところでは今のところは検討していないというところが現状でございます。
○議長（森　太郎君）　これより休憩といたします。再開は２時 10 分といたします。
休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時１０分
○議長（森　太郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　６番、湯浅祥治君。
○６番（湯浅祥治君）　税金については、固定資産税については安くなるケースが大半だということで理解をしましたけれども、次について、空き家の跡地に利用についての質問をさせていただきたいと思います。
　町からは、空き家除却後の土地利用については個人の資産の運用であるために把握や分析は行っていないとの答弁でありました。一方で、町では空き家バンクや空き家整理回収事業補助、持ち家住宅取得奨励事業、空き家相談会など空き家の流通や活用

を促す施策を実施しております。個人の財産の使い方に行政が介入することと町が実施している施策によって空き家がどの程度流通、活用されたのか、その効果を把握することは別の問題だと思います。現在行っている空き家対策について登録件数や成約件数、その他の利用状況などを含め、施策の効果を把握する検証は考えてはいないのでしょうか。

また、町内では住みたい人はいるが、住宅がない、空き家があっても所有者が売却しないといった声もあるとのことなのです。今後こうした空き家をより流通させ、住宅や店舗、事業所などに活用していただくために、税制上の負担軽減も含め、これまで以上に積極的に施策を検討する考えがあるのかを伺います。

○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課参事。

○企画財政課参事（蛯名雄一君）　ご答弁申し上げます。

まず、町が実施している各施策がどの程度活用されているかというところでございますけれども、持ち家住宅取得奨励事業につきましては先ほどの答弁で申し上げたとおりでございますけれども、令和５年度については９件、令和６年度については８件、令和７年度については５件、今年度も８件の交付決定に至っているところでございます。

次に、空き家バンクの現在の登録状況でございますけれども、現在空き家バンクには７件の物件が登録されております。その物件の内訳ですけれども、建物が１件、土地が６件となっておりますが、この建物１件については制約に至っているというところですので、空き家バンクからは近々除外される予定であります。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　６番、湯浅祥治君。

○６番（湯浅祥治君）　先ほどから申し上げていましたけれども、問題の点はやはり除却費用が高いということで除却が進んでいないということと、確かに税制上の優遇というのは大したあれがないのでないかって言われていますけれども、でも総体的に総額が増えているわけですから、それを少しでも安くするということが除却が進むことになるのではないかなと思って私のほうは質問させてもらいました。

るる質問いたしましたけれども、国土交通省について、2023 年 12 月、一定の空き家を除却した場合の固定資産税等の負担軽減について全国の自治体の取組を調査し、参考事例として実際に情報提供しております。調査対象となった 66 市町村のうち 54 市町村が補助金を交付するのではなくて固定資産税の減免など税制上の措置を実施していました。また、減免期間を 10 年としている自治体も７市町村ありました。この事務連絡は、総務省とも協議済みとされています。住宅を取り壊せば住宅用地特例は法律どおり実施をします。その上で、地方税法や自治体の条例等に基づいて減免という別の制度を使って住宅用地特例がなくなったことで増えた税負担の全部または一部を補助しています。例えば、先ほど申し上げましたけれども、鳥取件の日南町で

は一定の老朽家屋を除却した場合は土地については住宅用特例が適用されていた場合との差額を 10 年間減免する制度があります。また、2026 年８月からは、千葉市では原則として１年以上空き家であった住宅を除去した土地について固定資産税の増額相当分を１年度分減免する制度も開始しております。また、空き家跡地を住宅や店舗、事務所などに利用しようとする民間投資については、行政が補助金で使い道を決めるのではなくて、一定期間の減税によって後押しする方法もあります。以上、税負担を軽くすることによって空き家対策につながるものと考えて質問をさせていただきました。

以上で本質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（森　太郎君）　答弁はよろしいのですか。

○６番（湯浅祥治君）　できればお願いします。

○議長（森　太郎君）　答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（谷田部　剛君）　ご答弁申し上げます。

先ほど申し上げたことと一部重複してしまうかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。壮瞥町の土地の課税標準額を照らし合わせてみますと、空き家の場合におきましてはうちの町でいえばまず家を除却してしまって家屋分の税金分をゼロにした上で土地の分だけの固定資産税をお支払いいただいたほうが圧倒的に安くなるというのが、先ほど申し上げた大半のケースではそういうふうになりますよということでしたので、６分の１の減免を受けながら家屋を残して家屋の税金と減免された６分の１の土地の税金合わせて税金を払うよりも壮瞥町の場合は土地の課税標準額が安くなっておりますので、都市部と比較して安くなっているというところがありますので、もしそういう方が相談にいらっしゃったときは、その方の家を残して家と土地の分の減免を受けた状態で税金が幾らになるのか、家屋を除却しまして家屋分はゼロにして土地の税金が幾らになるのか、その辺を比較、シミュレーションしながら、おたく様の場合はこうですよというようなことで相談しながら、具体的な数値を用いながらそこは相談して対応していきたいというふうに担当課としては思っているところでございますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（森　太郎君）　これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第４４号ないし議案第４９号及び報告第５号ないし報告第６号について

○議長（森　太郎君）　日程第６、議案第 44 号ないし第 49 号及び報告第５号ないし報告第６号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君）　令和８年第３回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 44 号から議案第 49 号までの６件、報告第５号から報告第６号までの２件、合計８件であります。この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。

議案第 44 号　教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

教育委員会委員の任命についてでありますが、現委員の金子祐一氏は平成 22 年 10 月１日付で教育委員に就任して以来、４期 16 年にわたり教育の振興にご尽力をいただいておりますが、令和８年９月 30 日をもって任期満了となります。金子氏には教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただき、その功績に対し、この場をお借りして心から敬意と感謝を申し上げます。

このたび新しい教育委員として壮瞥温泉在住の山田光大氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

山田氏は、２人の子供を養育する保護者であり、壮瞥町商工会青年部長も務められ、現在は地域の子供たちにバドミントンの指導を行うなど、少年スポーツの振興にも貢献されております。令和６年４月には壮瞥町子ども会育成連絡協議会会長、本年４月には北海道こども・若者応援推進員に就任されるなど、沈着冷静、実直にして教育に熱意のある方でありますので、当町の教育委員として適任と判断しております。議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件の提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森　太郎君）　副町長。

○副町長（厂原　收君）　引き続き、私のほうからご説明させていただきます。

議案書２ページになります。議案第 45 号　壮瞥町表彰条例に基づく表彰について。

壮瞥町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第４条の規定により議会の同意を求める。

被表彰者につきましては、７月 22 日に開催された壮瞥町表彰審議会から答申のありました貢献表彰、自治に関するものとして近江祐哉氏、社会事業に関するものとして畠山惠美子氏、千田愛子氏、阿野裕司氏、教育、文化、体育に関するものとして新藤雅己氏の合わせて５人の方々であります。

また、議決事項ではありませんが、永年在住功労者の感謝状につきましては 15 人、栄誉賞につきましては１人、栄誉をたたえてにつきましては４人の方々がそれぞれ該当になっており、その方々の一覧を別に配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、４ページになります。議案第 46 号　議決事項の一部変更について。

令和８年６月 12 日第２回定例会において議決を得た（議案第 36 号）工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定によって、議会の議決を求める。

３の契約金額中「３億 2,670 万円」を「３億 4,211 万 1,000 円」に変更する。

本件につきましては、令和８年第２回定例会で議決を得たほくと団地４・５号棟建築主体工事の工事請負契約になりますが、中東情勢の影響等による屋根防水材の価格高騰や地盤改良工事の数量変更等により、契約金額を変更するものであります。

５ページになります。議案第 47 号　令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）について。

令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額 51 億 9,045 万 5,000 円に歳入歳出それぞれ 2,457 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 1,502 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。12 ページになります。総務費、財政費、財政調整基金費で 406 万 7,000 円の追加となります。令和７年度の繰越金を積み立てるものであります。

企画費、企画費で 626 万 4,000 円の追加となります。その内訳になりますが、地域公共交通対策事業の地域公共交通持続化推進事業費補助金で 199 万 3,000 円の追加となります。町民や観光客の利便性の向上及び利用促進、運行管理の効率化を図り、持続可能な地域公共交通の維持、確保を目的として道南バス株式会社が実施するキャッシュレス決済システム導入に係る費用の一部に対し、西胆振管内の市町が連携して補助するものであります。地域情報通信基盤整備事業では、光ケーブル移設工事で 100 万円、光ケーブル撤去工事で 190 万円をそれぞれ追加するもので、国道 453 号蟠渓道路における旧道廃止作業により支障となる光ケーブルの撤去工事や南久保内地区での撤去移設工事等の必要が生じたため、必要な経費を計上するものであります。行政情報システム運用管理事業の西いぶり広域連合負担金（電算）で 137 万 1,000 円の追加となります。障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業及び妊婦のための支援給付システム改修事業に係る当町の負担額を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 15 万円の追加となります。公用車運行管理経費の修繕料になりますが、公用車のマフラーの故障により緊急修繕を行ったことにより今後行う車検整備において既定の予算では不足が見込まれるため、必要な経費を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で 40 万 4,000 円の追加となります。保健センター管理経費の修繕料になりますが、集団検診室の石油ストーブ１台が故障し、修繕が必要となりましたが、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

環境衛生費で 24 万円の追加となります。環境衛生運営の害虫駆除委託料になりますが、蜂の駆除件数が当初の見込みより増加しており、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

清掃費、じんかい処理費で９万円の追加となります。じんかい処理管理になりますが、ごみ処理手数料の改定について検討するに当たり、廃棄物適正処理等推進審議会を開催する必要があるため、３回の会議開催に必要な委員６人分の報酬で７万 2,000 円、費用弁償で１万 8,000 円を計上するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 1,145 万 3,000 円の追加となります。その内訳になりますが、一般農政事業の麦類生産技術向上事業補助金で 325 万 3,000 円の追加となります。麦類の生産性向上を図るため、施肥、防除体系の構築に対する国の補助金を活用し、生産者に対して作付面積 10 アール当たり 2,000 円を支援するものであります。堆肥センター運営事業の堆肥センター発酵棟被覆改修工事で 820 万円の追加となります。事業執行に当たり精査を行ったところ、公共工事の基準にのっとった適正な安全対策、共通経費の計上が必要であることが判明し、また当初見積時から資材価格が高騰しており、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 69 万 5,000 円の追加となります。中小企業振興対策（中小企業振興資金）の壮瞥町起業化促進補助金になりますが、当初予算では１件分 100 万円を計上しておりますが、今年度は２件の申請があり、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で 120 万 8,000 円の追加となります。その内訳になりますが、国、道支出金返納金、心身障害者福祉費では、国庫支出金返納金で 69 万 1,000 円、道支出金返納金で 32 万 1,000 円をそれぞれ追加するもので、国庫補助金及び道費負担金事業の事業費確定に伴い、歳入超過となった負担金を返納するため、計上するものであります。国、道支出金返納金、児童福祉費では、道支出金返納金で 16 万 9,000 円を追加するもので、令和７年度の管外入所等の事業の完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。国、道支出金返納金、保健衛生費では、国庫支出金返納金で２万 7,000 円を追加するもので、国庫負担金事業の事業費確定に伴い、歳入超過となった負担金を返納するため、計上するものであります。

続いて、11 ページになりますが、歳入では、国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金の障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金で 13 万 6,000 円、衛生費

補助金の妊婦のための支援給付事業補助金で 33 万 3,000 円をそれぞれ追加するもので、いずれもシステム改修費に対する補助金を計上するものであります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 325 万 3,000 円の追加となります。麦類生産技術向上事業に対する補助金を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、地域振興基金繰入金で 88 万円の追加となります。上久保内地区の光ケーブル撤去工事の追加に伴い、計上するものであります。

財政調整基金繰入金で 4,770 万 2,000 円の追加となります。一般財源の調整になります。

繰越金、繰越金、繰越金で 3,593 万 3,000 円の減額となります。前年度繰越金の確定に伴い、整理するものであります。

町債、町債、農林水産業債、農業債で 820 万円の追加となります。堆肥センター生産性向上事業になりますが、堆肥センター発酵棟被覆改修工事の増額補正に伴い、計上するものであります。

なお、14 ページの給与費明細書につきましては後ほどご照覧ください。

また、６ページの第１表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

８ページの第２表、地方債補正では、変更で、堆肥センター生産性向上事業、限度額 1,200 万円を 2,020 万円に変更するものであります。

続いて、15 ページになります。議案第 48 号　令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）について。

令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額３億 8,080 万円に歳入歳出それぞれ 5,036 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億 3,116 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。19 ページになります。基金積立金、基金積立金、基金積立金で 1,072 万 9,000 円の追加となります。令和７年度繰越金から償還金充当額を控除した額を積み立てるものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 3,963 万 7,000 円の追加となります。社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫、道費負担金等返還金になりますが、令和７年度の事業費確定に伴い、計上するものであります。

歳入では、繰越金、繰越金、繰越金で 5,036 万 6,000 円の追加となります。令和７年度の繰越金となります。

なお、16 ページの第１表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲

でありますので、説明は省略いたします。

続いて、20 ページになります。議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算等認定について。

地方自治法第 233 条第３項の規定により、令和７年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の歳入歳出決算を、地方公営企業法第 30 条第４項の規定により、令和７年度壮瞥町簡易水道事業会計、集落排水事業会計の決算を、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定を求める。

本件につきましては、地方自治法第 233 条第１項及び地方公営企業法第 30 条第１項の規定に基づき、会計管理者から提出のあった決算書について、８月６日から８月 12 日までのうち４日間、本町監査委員の審査を受けておりますが、８月 28 日に監査委員からそれぞれの決算審査意見書の提出がありましたので、令和７年度壮瞥町各会計及び壮瞥町公営企業会計の決算を監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

令和７年度各会計歳入歳出決算書、令和７年度壮瞥町公営企業会計決算書及び令和７年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要を別に配付しておりますが、執行成果概要に基づき、各会計ごとの決算概要について説明いたします。執行成果概要、こちらの薄いものになります。初めに、執行成果概要の５ページになります。３の一般会計決算額の状況についてですが、歳入決算額 61 億 5,497 万 3,000 円、歳出決算額 61 億 4,908 万 8,000 円、差引き 588 万 5,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、翌年度への繰越事業に必要な財源 181 万 7,000 円を控除した実質収支額は 406 万 8,000 円となります。

６ページの４の基金現在高の状況につきましては、前年度に比べ１億 4,066 万円増の 23 億 2,026 万 4,000 円となります。基金現在高が増加した主な要因は、町民生活や地域経済に支障を来さない範囲で徹底した歳出削減を図るとともに、国庫補助金等の財源確保の取組の強化や普通交付税の追加交付などによるものであります。

５の地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 11 億 5,301 万 4,000 円増の 54 億 2,169 万円となります。地方債現在高が増加した主な要因は、壮瞥中学校建て替えの継続による過疎対策事業債（ハード）などの発行によるものであります。

６の財政指標の状況につきましては、財政力指数が 0.187、経常収支比率が 82.6%、実質公債費比率が 8.2%、将来負担比率が 11.2%となっております。

次に、11 ページの国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額３億 588 万 2,000 円、歳出決算額３億 185 万円、差引き 403 万 2,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては 4,752 万 6,000 円となります。

次に、12 ページの後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額 6,200 万円、歳出決算額 5,959 万 9,000 円、差引き 240 万 1,000 円が次年度へ繰越しとなります。

次に、13 ページの介護保険特別会計につきましては、歳入決算額４億 3,200 万 5,000 円、歳出決算額３億 8,163 万 8,000 円、差引き 5,036 万 7,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては 1,006 万 1,000 円となります。

次に、14 ページの簡易水道事業会計になりますが、収益的収支につきましては、簡易水道事業収益決算額２億 273 万円、簡易水道事業費用決算額２億 14 万 5,000 円となります。資本的収支につきましては、資本的収入決算額 8,461 万 3,000 円、資本的支出決算額１億 4,265 万 9,000 円となります。不足する額 5,804 万 6,000 円につきましては、企業債、減債積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填しております。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 4,307 万 2,000 円減の７億 9,952 万 4,000 円となります。

次に、集落排水事業会計になりますが、収益的収支につきましては、集落排水事業収益決算額２億 2,296 万 7,000 円、集落排水事業費用決算額２億 135 万 1,000 円となります。資本的収支につきましては、資本的収入決算額１億 5,401 万 8,000 円、資本的支出決算額２億 423 万 5,000 円となります。不足する額 5,021 万 7,000 円につきましては、企業債、減債積立金、過年度損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金で補填しております。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 3,190 万円増の５億 7,176 万 3,000 円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出のあった令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書、令和７年度壮瞥町公営企業会計決算審査意見書、別に配付しております令和７年度決算に係る主要事業一覧（主要施策の成果概要）につきましては後ほどご照覧ください。

続きまして、議案の 73 ページになります。報告第５号　出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第 243 条の３第２項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の３第２項の規定に基づき、町が２分の１以上を出資する法人については毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされていることから、関係書類を提出し、報告するものであります。

初めに、１の有限会社オロフレリゾートになりますが、当該会社は平成 13 年９月 12 日に設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてオロフレスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。令和７年度の事業概要につきましては、オロフレほっとピアザ研修室の宿泊利用は 227 人と前年 199 人に比べ 14%の増加となっております。キャンプ場は、仲洞爺キャンプ場が予約制を導入した影響などから利用客は 664 人と前年 1,127 人に比べ 41%減少しております。次に、冬季のス

キー場の営業についてですが、記録的な高温と降雨の影響により、12 月 20 日オープン予定を翌年１月６日まで延期せざるを得ませんでした。オープン後も降雨により１日間の営業中止があるなど、暖冬の影響を受けたシーズンとなりました。スキー場につきましては、今期は一度も昨年のような運行トラブルもなくシーズンを完走することができたほか、小樽市のスキー場での事故等を踏まえ、リフト運行時の職員配置体制を強化するなど、利用者の安全確保に向けた対策に努めております。オープンの遅れから営業日数が 61 日間と前年より６日間短くなり、リフトの売上げは約 10%減、レンタル売上げは約 14%減、食堂の売上げは約 21%減と大変厳しい結果となり、最終的な決算は人件費や電気代等の高騰もあり、292 万 9,000 円の当期純損失となっております。なお、令和８年度の事業計画及び予算につきましては後ほどご照覧ください。

次に、２の有限会社壮瞥町リサイクルシステムになりますが、当該会社は堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年２月８日に設立されております。88 ページになりますが、令和７年度の事業概要につきましては、畜ふん系堆肥の生産量では計画量 2,500 立方メートルに対して 1,820 立方メートルで、計画比 72.8%、前年比では 86.7%となっております。89 ページの表の２になりますが、堆肥製造に係る原料及び副資材の受入れ量では計画量 2,090 トンに対して 1,684 トンで、計画比 80.6%、前年比では 94.7%となっております。堆肥の販売量では、そうべつの恵が計画量 1,630 立方メートルに対して 1,133 立方メートルで、計画比 69.5%、前年比では 111.0%となっており、生ごみ堆肥のみんなのゆうきは、計画には位置づけていないものの、５立方メートルの販売実績となっております。令和７年度の販売金額の合計は、計画販売額 800 万円に対して 740 万 4,000 円で、計画比 92.6%、前年比では 100.6%となっております。最終的な当期純利益は９万 7,984 円となっております。なお、令和８年度の事業計画及び予算につきましては後ほどご照覧ください。

続いて、議案の最終ページ、97 ページになります。報告第６号　令和７年度壮瞥町一般会計継続費精算報告書の報告について。

令和７年度壮瞥町一般会計の継続費に係る継続年度が終了したので、次のとおり地方自治法施行令第 145 条第２項の規定により報告する。

令和７年度壮瞥町一般会計継続費精算報告書になりますが、教育費、中学校費、壮瞥中学校建替事業につきましては、令和５年度から令和７年度までの３か年で事業を実施したもので、全体計画の総額 23 億 435 万 9,000 円、財源内訳として国、道支出金５億 7,195 万円、地方債 17 億 2,680 万円、一般財源 560 万 9,000 円に対し、実績の総額 23 億 293 万 9,000 円、財源内訳として国、道支出金５億 7,164 万 7,000 円、地方債 17 億 2,620 万円、一般財源 509 万 2,000 円となったものであります。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森　太郎君）　これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森　太郎君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

９月 11 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後　２時５５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

令和８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

〇議事日程（第２号）

令和８年９月１１日（金曜日）　午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第４４号　教育委員会委員の任命について
日程第　３　議案第４５号　壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
日程第　４　議案第４６号　議決事項の一部変更について
日程第　５　議案第４７号　令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）について
日程第　６　議案第４８号　令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　７　議案第４９号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　報告第　５号　出資法人の経営状況について
日程第　９　報告第　６号　令和７年度壮瞥町一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第１０　意見案第２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第１１　意見案第３号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

○出席議員（９名）

１番	山本　勲　君	２番	加藤正志　君
３番	長内伸一　君	４番	毛利　爾　君
５番	佐藤　忞　君	６番	湯浅祥治　君
７番	菊地敏法　君	８番	真鍋盛男　君
９番	森　太郎　君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也　君
副町長	厂原　收　君
教育長	柴田暦章　君
会計管理者兼	
	谷田部　剛　君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹　君
企画財政課長	澤井智明　君
企画財政課参事	蛯名雄一　君
住民福祉課長	上名正樹　君
住民福祉課参事	大内宏二　君
産業振興課長	篠原賢司　君
商工観光課長	武岡　忍　君
建設課長	山崎清輝　君
生涯学習課長	河野　圭　君
選管書記長(兼)	土門秀樹　君
農委事務局長	齋藤誠士　君
監委事務局長(兼)	小林一也　君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也　君

◎開議の宣告

○議長（森　太郎君）　これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森　太郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森　太郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

７番　菊地敏法君　　８番　真鍋盛男君

を指名いたします。

◎議案第４４号

○議長（森　太郎君）　日程第２、議案第 44 号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。

５番、佐藤忞君。

○５番（佐藤　忞君）　議会の同意を求められている委員の任命については異議はありません。私は、今回任命同意を求められている山田さんと直接お話ししたことはありませんが、指導されている小学生が全国バドミントン大会で優勝し、その報告で町長室を訪れたときお会いした１回のみです。別紙で配付された山田さんの経歴や提案説明で青少年のバドミントン指導をはじめ、各種団体活動にも参加、指導、活躍されていることを知り、この活動力を行政組織の一員として、また教育委員会委員として今までの活動、経験、実践を生かし、またお子さんを養育されている若い委員としての活躍を私は期待したいと思います。山田さんは行政組織の一員として、教育委員会委員としては未知数の世界とは思われますが、今まで培った実践力で壮瞥町の教育向上のために活躍されることを期待します。また、このように若い世代が教育行政組織の一員として任命提案されたことに私は感謝申し上げたいと思います。今後も若い世代の力を生かしたまちづくりのために若い世代の任命提案をぜひ続けられることを切望いたします。

以上、委員任命についての意見として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（森　太郎君）　答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君）　ご意見をいただきましたけれども、ご答弁を申し上げたいと

思います。
　提案理由説明で申し上げましたとおり、適任であるとして提案したところであり、ご理解を賜っていただいているようですけれども、今後もそのようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　これにて質疑を終結いたします。
　これより議案第 44 号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 44 号　教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第４５号
○議長（森　太郎君）　日程第３、議案第 45 号　壮瞥町表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。
　質疑を受けます。
　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　この表彰条例の内容をちょっと理解深めたいので、伺いたいと思います。
　この条例に基づき、被表彰者の皆さんは、事務局で名簿を作成し、提案説明にありましたように７月 22 日に壮瞥町表彰審議会に諮って提案されております。そこで、この表彰委員会、２年の任期で７名で構成するということは条例に書かれておりますし、そしてその中に会長と副会長を置くという規定もあります。現在この表彰条例の審議会、７名の委員と会長、副会長についてお尋ねしたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、総務課長。
○総務課長（土門秀樹君）　ご答弁申し上げます。
　委員につきましては、壮瞥町商工会の堀口会長様、壮瞥町社会福祉協議会の千田重光様、あととうや湖農協壮瞥支所の秋山支所長様、あと壮瞥町の文化協会の会長の田中文夫様、壮瞥町体育協会の船田寅雄様、壮瞥町連合自治会の会長の松浦様、あと壮瞥町女性団体連合会の森近様の計７名で構成されておりまして、会長につきましては堀口商工会長様で、副会長につきましては千田社会福祉協議会会長様でございます。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　分かりました。
　そこで、貢献表彰の中に阿野裕司さんが入っておりますけれども、多年にわたりと

いうことで、ほかの貢献表彰は括弧書きで年数が入っておりますけれども、阿野さんだけ括弧書きの年数が入っていないのですけれども、阿野さんは何年務められて対象になったのか伺いたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、総務課長。
○総務課長（土門秀樹君）　ご答弁申し上げます。
　阿野裕司様におきましては、昭和新山の自治会長として多年という部分に関しましては 10 年にわたり自治会長をやられて今回表彰となっております。
○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　これにて質疑を終結いたします。
　これより議案第 45 号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 45 号　壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第４６号
○議長（森　太郎君）　日程第４、議案第 46 号　議決事項の一部変更についてを議題といたします。
　質疑を受けます。
　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　提案説明は理解できます。そこで、前回の契約した金額と今回補正した後の契約金額があり、その差は 1,541 万円になります。そこで、皆さんご承知のように中東情勢によっていろいろと建設資材だとか塗料だとか値上がりが激しいので、提案説明にあります防水材の価格高騰と地盤改良、この 1,541 万円は防水材のほうでどのくらい上がったのか、それから地盤改良、これはどの程度なのか、1,541 万円の振り分けについて伺いたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、建設課長。
○建設課長（山崎清輝君）　ご答弁申し上げます。
　議員おっしゃられますように、中東情勢による石油関連の資材の高騰というものが主な要因でございまして、1,541 万 1,000 円の増額のうち、ほぼ 1,500 万円、1,499 万 7,000 円が防水材の価格高騰によるものでございまして、残りの 41 万 4,000 円分が地盤改良の数量変更等によるものでございます。
　以上になります。
○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。
　これにて討論を終結いたします。
　これより議案第46号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 46 号　議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号
○議長（森　太郎君）　日程第５、議案第 47 号　令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。
　質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般２ページ。
　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　１ページですね。
○議長（森　太郎君）　一般２ページ。
○５番（佐藤　忞君）　２ページですか。
○議長（森　太郎君）　一般２ページです。
○５番（佐藤　忞君）　一般２ページで地域公共交通対策事業で補助事業として 199 万 3,000 円が今回新たに提案されておりますけれども、これは予算提案説明でありましたように、道南バスのお金、料金を徴収するときの自動化といいますか、省力化のためにそれぞれ各関係市町が補助金を出して取り組むということでした。そこで、壮瞥町は 199 万 3,000 円ですけれども、西胆振のこの事業に関係する町村とその関係する町村の補助金の負担額、どのような計算でこれが出てきたのか、これについて説明を求めたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、企画財政課長。
○企画財政課長（澤井智明君）　ご答弁申し上げます。
　こちらの地域公共交通の関係で補助するものにつきまして、まず路線バスの事業者が抱える現状、課題を回復するために道南バスのほうでキャッシュレス決済の導入を決めまして、それを道南バス路線の走っている自治体で支援しようという方向になって補助することとなったものでございまして、まずこちらのキャッシュレス決済の総

事業費になりますけれども、国の補助も入るものでございまして、その国の補助対象経費に限りまして構成する市町で補助するものでございますが、総事業費につきましては６億1,554万4,000円、その内訳としましては機器導入費、運賃箱のほうですけれども、そちらが５億2,554万4,000円、キャッシュレス決済のシステムの開発費のほうで9,000万円となっております。

それで、西胆振管内の市町で負担する事業費の内訳になりますけれども、まずバスに運賃箱設置する台数ですけれども、道南バス全体では263台、そのうち西胆振管内で運行しているバスが141台ございます。それ以外につきましては、苫小牧を中心とした東胆振のほうで122台となっております。この６億1,500万円余りの事業費を国と北海道、そして道南バスがそれぞれ３分の１負担するという形になっておりまして、市町で負担するのは道南バス負担額、全体の３分の１のその半分、２分の１を自治体のほうで支援するというもので、全体事業費の６分の１ということになっておりますというような形で、まずは台数分で西胆振とそれ以外というふうに分けますので、141台分についての負担額につきましては１億1,000万の補助基本額に対してその２分の１で5,500万ほどになります。その5,500万の各市町の内訳になりますけれども、室蘭市で3,203万、登別市で1,304万9,000円、伊達市で548万6,000円、洞爺湖町で244万1,000円、壮瞥町で199万3,000円となります。端数処理の関係で全体で5,499万9,000円ということになっております。それと、西胆振管内には豊浦町ございますけれども、そちらにつきましては本年10月で町内の道南バスによる路線がなくなるということで、今回の負担金の算定については除外しているというものでございます。

その補助金、それぞれの市町のどのように分けていったかというところでございますけれども、先ほど言いました機器導入費につきましては全体で4,695万9,000円ほどございますが、そちらにつきましてはそれぞれの市町での路線バスの営業距離当たりの構成ということで、区間ごとの延長に便数を掛けていって、それぞれの構成比率を出して割っていったものでございます。システム導入費につきましては、人口案分ということで9,000万円を人口で案分しているということでございますけれども、登別と室蘭市なんかでやっている札幌まで行く高速バスですとか、そういうものにつきましては登別と室蘭とで負担して、それ以外のものを人口割りしているというもので先ほど言いました負担額が決定しているというものでございます。

以上です。

○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　続いて、一般３ページ。

３番、長内伸一君。

○３番（長内伸一君）　理解を深める上でお聞きをしたいと思います。

一般農政事業の麦類生産技術向上事業補助金325万3,000円予算計上されておりま

す。これは歳入のほうでもありますので、これを全額多分国費で補助されるのを支出するということで上がってきていると思うのですが、麦類ということですが、その補助金の経緯という部分をちょっとお知らせいただきたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
　こちらの麦類生産技術向上事業につきましては、国の補助事業になります。それで、こちらにつきましては要望調査等がございまして、農協さんなどとも検討して、こちら対応できる取組ではないかということで今回令和８年度実施することといたしました。
○議長（森　太郎君）　３番、長内伸一君。
○３番（長内伸一君）　国費で歳入されているということで、これは農業団体といいますか、そういう部分からの要請に応じて、補正というのですか、出てきたものかなと今の説明で理解できるのですが、これは麦という部分で品目が挙がっておりますが、例えば大豆ですとか、ビートですとか、そういう国策作物がある中で麦類という部分に限定してといいますか、これは例えば最近の要するに自給率の向上という狙いがあるのか、それとも燃料ですとか肥料等の各種の農業生産費の大幅な上昇という部分に対する負担軽減を図った狙いがあるのか、この辺分かれば教えていただきたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
　こちらは、国の補助事業としては麦、大豆というメニューになっておりまして、その中で当初農協さん含めて検討した中で麦の補助事業を活用しようというところになりました。この事業の目的としましては、品質向上や病害対策、気象変動、生産費上昇への対応というところで、麦類を取り巻く課題に対して地域ぐるみで麦の生産性向上を図る取組をする産地を支援するという内容になっております。
○議長（森　太郎君）　５番、佐藤忞君。
○５番（佐藤　忞君）　私もこの事業について、昨晩補助金交付事務要綱取扱いだとか、いろいろインターネットで調べると出てきて、それを読ませていただきましたが、なかなか理解できない。そこで、この事業の対象者、新規事業だと思います。当初予算にはのっておりませんでしたので、新規事業で取り組まれるのですが、10アール当たり2,000円で１ヘクタール２万円を補助金として出しますよ、そういう趣旨で今回補正が提案されておりますけれども、受ける農家戸数だとか、また補助事業の対象になる耕作面積、これはいかほどか、これについて説明を求めたいと思います。
　以上。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、対象者につきましては 29 戸になっております。面積につきましては 162.63 ヘクタールを予定しております。
○議長（森　太郎君）　８番、真鍋盛男君。
○８番（真鍋盛男君）　私のほうからは堆肥センター運営事業で発酵棟の改修事業、これ関連があるので、ちょっと質問させていただきます。
堆肥製造に重要なエアレーションシステム、これも同じだけの年数たって、改修というのはたしかされていないはずなのですけれども、現状どのようになっているのかを伺います。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
こちらエアレーションの改修という部分でございますが、こちらは老朽化して使えない部分もあるとお聞きしております。ただ、今のところ場所を移動したりという形で対応はしているのですが、こちらも老朽化しておりますので、今後優先順位を決めながら計画的に更新を図れればと考えております。
○議長（森　太郎君）　８番、真鍋盛男君。
○８番（真鍋盛男君）　堆肥製造に関わってこのエアレーション、発酵に関する期間とか、それから発酵を促進させる重要なシステムです。近年堆肥の製造も計画どおりにもいっていないし、ほぼほぼ横ばいか若干落ち込んでいるというような状況なので、金額も相当な金額かかると思います。１基多分 50 万や 60 万で利かない金額になるのかなと思いますので、台数もそこそこについているので、結構な金額になると思いますけれども、今後堆肥製造を続けていく中でもっと増産できるような方法を取っていかないといけないのかなとも考えていますので、早急にエアレーションシステムの改修も考えて実行していただきたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、産業振興課長。
○産業振興課長（篠原賢司君）　ご答弁申し上げます。
堆肥センターのほう老朽化している施設、設備等ございます。そういった中で、堆肥センターの職員ともいろいろ意見交換しながら取り進めているところでありまして、それで現在そういう更新すべきものというところについて優先順位も含めて引き続き協議していきたいなと思っておりますし、また堆肥の製造の部分の生産、そちらのほうなかなか思うように上がっていっていない状況ございますので、そういう設備の更新等をやっていって何とか増やしていきたいなと考えております。
○議長（森　太郎君）　３番、長内伸一君。
○３番（長内伸一君）　先ほどの質問と一緒に質問すればよかったのですが、ちょっと確認したいと思って、もう一回質疑は許されると思いますので、質問させていただきたいと思います。
商工業振興費の中小企業振興対策で壮瞥町起業化促進補助金 69 万 5,000 円予算計

上されております。これは、説明でもありましたとおり、当初予算100万円で１件分を想定していたところ２件の申請があるということで増額補正をしたいということで理解しているのですが、これは差し支えなければどのような事業を計画されているか教えていただきたいと思います。
○議長（森　太郎君）　答弁、商工観光課長。
○商工観光課長（武岡　忍君）　ご答弁申し上げます。
　今回の起業化支援補助金ですが、２名の申請がありました。うち１名は、アドベンチャートラベルの事業を提供するということの申請を受けております。もう一名につきましては、建設工事関係で施工監理業務及びＩＣＴの技術を使った施工を行う事業を開始したいということで申請を受けております。
○議長（森　太郎君）　ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　次に、歳入について、一般１ページ。ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　次に、給与費明細書について。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　次に、第１表、歳入歳出予算補正について。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　次に、第２表、地方債補正について。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　次に、条文及び補正予算全体について。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。
　これにて討論を終結いたします。
　これより議案第47号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 47 号　令和８年度壮瞥町一般会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号

○議長（森　太郎君）　日程第６、議案第 48 号　令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。
　質疑を受けます。全体について。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。
　これにて討論を終結いたします。
　これより議案第 48 号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 48 号　令和８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号

○議長（森　太郎君）　日程第７、議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
　お諮りいたします。議案第 49 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第 49 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。
　お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。
　選考結果について報告いたします。委員長に真鍋盛男君、副委員長に山本勲君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
よって、決算審査特別委員会委員長に真鍋盛男君、副委員長に山本勲君を選任することに決しました。

◎報告第５号
○議長（森　太郎君）　日程第８、報告第５号　出資法人の経営状況についてを議題といたします。
質疑を受けます。ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
以上で報告第５号を終結いたします。

◎報告第６号
○議長（森　太郎君）　日程第９、報告第６号　令和７年度壮瞥町一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。
質疑を受けます。ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
以上で報告第６号を終結いたします。

◎意見案第２号
○議長（森　太郎君）　日程第 10、意見案第２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
４番、毛利爾君。
○４番（毛利　爾君）　意見案第２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。
北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指しています。
一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災

害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えていることから、これらの課題解決に向け、次世代半導体、ＧＸ、ＡＩ・ＤＸといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要があり、また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も重要です。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

１、道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。

３、高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

４、令和８年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。

５、冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

６、道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。

７、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

以上について、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、以上であります。

以上です。

○議長（森　太郎君）　これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。
　これにて討論を終結いたします。
　これより意見案第２号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、意見案第２号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎意見案第３号

○議長（森　太郎君）　日程第 11、意見案第３号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
　４番、毛利爾君。
○４番（毛利　爾君）　意見案第３号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。
　軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和６年３月末で廃止される予定となっていましたが、索道事業者等からの強い要望により３年間延長措置が認められ、令和９年３月末での適用期限を迎えます。
　索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。
　本町内のスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。
　よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望するものであり、議員各位の賛同を

お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
　なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、以上であります。
○議長（森　太郎君）　これにて提案理由の説明を終結いたします。
　質疑を受けます。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。
　これにて質疑を終結いたします。
　討論に入ります。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。
　これにて討論を終結いたします。
　これより意見案第３号を採決いたします。
　本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、意見案第３号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（森　太郎君）　お諮りいたします。
　議事の都合により９月 12 日から９月 16 日までの５日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、９月 12 日から９月 16 日までの５日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森　太郎君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。
　９月 17 日の議事日程は、当日通知いたします。
　本日はこれにて散会いたします。
（午前１０時４６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

令和８年壮瞥町議会第３回定例会会議録

〇議事日程（第３号）

令和８年９月１７日（木曜日）　午後　２時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第４９号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　報告第　７号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率等について
日程第　４　議員の派遣について
日程第　５　各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

１番	山本　勲　君	２番	加藤正志　君
３番	長内伸一　君	４番	毛利　爾　君
５番	佐藤　忞　君	６番	湯浅祥治　君
７番	菊地敏法　君	８番	真鍋盛男　君
９番	森　太郎　君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也　君
副町長	厂原　收　君
教育長	柴田暦章　君
会計管理者兼	
	谷田部　剛　君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹　君
企画財政課長	澤井智明　君
企画財政課参事	蛯名雄一　君
住民福祉課長	上名正樹　君
住民福祉課参事	大内宏二　君
産業振興課長	篠原賢司　君
商工観光課長	武岡　忍　君
建設課長	山崎清輝　君
生涯学習課長	河野　圭　君
選管書記長(兼)	土門秀樹　君
農委事務局長	齋藤誠士　君
監委事務局長(兼)	小林一也　君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	小林一也　君

◎開議の宣告

○議長（森　太郎君）　これより本日の会議を開きます。

（午後　２時３０分）

◎議事日程の報告

○議長（森　太郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森　太郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

１番　山本　勲君　　２番　加藤正志君

を指名いたします。

◎議案第４９号

○議長（森　太郎君）　日程第２、議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第 49 号については、９月 11 日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

真鍋盛男決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（真鍋盛男君）　決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和８年９月 11 日開催の第３回定例会において議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを９月 14 日から 17 日までの３日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第 49 号を審査するための特別委員会を次のとおり開催いたしました。総務、経済常任委員会の２分科会による書類等の審査を９月 14 日から 15 日までの２日間、議案審議を９月 17 日の１日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等について質疑の中で理事者及び担当課長等の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審議の中での課題等については、十分な協議、検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 49 号　令和７年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、真鍋盛男。

以上、報告を終わります。

○議長（森　太郎君）　決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 49 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり認定すべきものであります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第７号

○議長（森　太郎君）　日程第３、報告第７号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率等について議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原　收君）　令和８年第３回定例会に追加提出いたします議件は、報告第７号の１件であります。

その内容についてご説明いたします。報告第７号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第 22 条第１項の規定に基づき、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき議

会への報告が義務づけられております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの財政健全化の指標及び公営企業に係る資金不足比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。実質赤字比率につきましては一般会計の赤字を示す指標であり、連結実質赤字比率につきましては町の全ての会計の赤字を示す指標ですが、いずれも赤字は生じておりませんので、比率は算定されません。実質公債費比率につきましては、公債費の大きさを示す指標で、8.2%となっております。将来負担比率につきましては、翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、11.2%となっております。

なお、令和７年度財政健全化審査意見書におきまして、いずれの比率も良好な状態にあると認められるとする評価をいただいております。

次に、資金不足比率ですが、資金不足比率につきましては公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標ですが、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されません。

なお、令和７年度公営企業会計経営健全化審査意見書において、各会計の比率は良好な状態にあると認められるとする評価をいただいております。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森　太郎君）　これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第７号を終結いたします。

◎議員の派遣について

○議長（森　太郎君）　日程第４、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森　太郎君）　日程第５、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例

会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。
　お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森　太郎君）　ご異議なしと認めます。
　よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森　太郎君）　これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
　よって、令和８年壮瞥町議会第３回定例会を閉会いたします。
（午後　２時４０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員